

# ディスクロージャー誌 2026

J A てんどう

## はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J Aてんどうは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 J A に対するご理解を一層深めていただくために、当 J A の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめた「ディスクロージャー誌 2026」を作成いたしました。

皆さまが当 J A の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8 年 6 月 天童市農業協同組合

(注) 本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

## J A のプロフィール

◇ 設 立	昭和 4 7 年 3 月	◇ 組 合 員 数	6, 1 4 9 人
◇ 本店所在地	山形県天童市	◇ 組 合 員 戸 数	5, 3 1 2 戸
◇ 出 資 金	1, 0 8 2 百万円	◇ 役 員 数	2 1 人
◇ 総 資 産	7 1, 8 4 6 百万円	◇ 職 員 数	1 4 4 人
◇ 単体自己資本比率	1 4. 4 4 %	◇ 事業所・営農センター数	7

# 目 次

## ごあいさつ

1. 経営理念	1
2. 経営方針	1
3. 経営管理体制	1
4. 事業の概況（令和7年度）	2
5. 農業振興活動	7
6. 地域貢献情報	7
7. リスク管理の状況	8
8. 自己資本の状況	11
9. 主な事業の内容	12

## 【経営資料】

### I 決算の状況

1. 貸借対照表	24
2. 損益計算書	26
3. 注記表	28
4. 剰余金処分計算書	45
5. 部門別損益計算書	46
6. 財務諸表の正確性等にかかる確認	48
7. 会計監査人の監査	48

### II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	49
2. 利益総括表	49
3. 資金運用収支の内訳	50
4. 受取・支払利息の増減額	50

### III 事業の概況

1. 信用事業	51
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	

⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑨ 元本補填契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
2. 共済取扱実績	57
(1) 長期共済保有高	
(2) 医療系共済の共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業・生活その他事業取扱実績	58
(1) 買取購買品取扱実績	
①買取購買品（生産資材）	
②買取購買品（生活物資）	
(2) 受託販売品取扱実績	
①受託販売品	
(3) 保管事業取扱実績	
4. 指導事業	59
IV 経営諸指標	
1. 利益率	60
2. 貯貸率・貯証率	60
3. 職員一人当たり指標	60
4. 一店舗当たり指標	60
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	61
2. 自己資本の充実度に関する事項	63
3. 信用リスクに関する事項	67

4. 信用リスク削減手法に関する事項	74
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	76
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	76
7. CVAリスクに関する事項	76
8. マーケット・リスクに関する事項	77
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	77
10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	78
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	79
12. 金利リスクに関する事項	79
<b>VI 連結情報</b>	
1. グループの概況	82
(1) グループの事業系統図	
(2) 子会社等の状況	
(3) 連結事業概況（令和7年度）	
(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
(5) 連結貸借対照表	
(6) 連結損益計算書	
(7) 連結キャッシュ・フロー計算書	
(8) 連結注記表	
(9) 連結剰余金計算書	
(10) 農協法に基づく開示債権	
(11) 連結事業年度の事業別経常収益等	
2. 連結自己資本の充実の状況	110
(1) 自己資本の構成に関する事項	
(2) 自己資本の充実度に関する事項	
(3) 信用リスクに関する事項	
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	
(7) CVAリスクに関する事項	
(8) マーケット・リスクに関する事項	
(9) オペレーショナル・リスクに関する事項	
(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	
(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
(12) 金利リスクに関する事項	
<b>【役員等の報酬体系】</b>	
1. 役員	130

2. 対象職員等	130
3. その他	130

【JAの概要】

1. 機構図	131
2. 役員構成（役員一覧）	132
3. 組合員数	132
4. 組合員組織の状況	132
5. 特定信用事業代理業者の状況	133
6. 地区一覧	133
7. 沿革・あゆみ	133
8. 店舗等のご案内	133

## ごあいさつ

農業を取り巻く環境は、依然として大変厳しい状況が続いております。資材価格や燃料費の高騰、気候変動による生産への影響、さらには農業従事者の高齢化や担い手不足など、多くの課題が山積しております。

昨年は、例年にも増して厳しい暑さが続き、記録的な少雨となったことから、管内においても農作物全般に大きな影響が生じました。春先から続いた高温や降雨の少なさは、生育環境に大きな変化をもたらし、生育の遅れや品質への影響、さらには収量の減少など、生産者の皆様にとって大変ご苦勞の多い一年となりました。

営農指導体制のさらなる強化、販売事業の充実、そして金融・共済事業を通じた組合員の生活支援など、総合事業の強みを活かしながら、地域農業と地域社会を支える役割を果たしてまいります。加えて、今年の総代会で決議いただきました事業再編・再構築について、持続可能なJA経営基盤と安定した財務基盤を確立・強化するため、4月1日より6支所を2事業所に統合した新たな体制でスタートしました。フルーツセンター敷地内の東部事業所、ラ・フランスセンター敷地内の南部事業所を多くの組合員より育てていただき、円滑運営に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

子会社につきましては、今後についても、㈱ジェイエイトンドウフーズは、「安全で安心な天童米」を消費需要に合わせた販売戦略を実践し、販売拡大に努めてまいります。また、サン・ピュアでは、顧客満足に向けた店づくりに努め、「経由地ではなく、目的地としての道の駅」を目指し取り組んでまいります。㈱くみあい燃料センターについては、農業機械の購入からメンテナンスまでフルサポート、安全で経済性を備えたガスの提供、地域に根差した給油所を目指し、ガス、スタンド、農機車両の三事業所一体となった営業活動に取り組んでまいります。㈱天童青果市場については、市場機能発揮による取扱量の拡大に努め、消費者が求める商品を生産者へ提供してまいります。

今後につきましても、財務の健全化を図りながら農協の役割を再認識するとともに、第8次中期経営計画の中間年度として、実施内容を精査し、重点施策を基本に取り組んでまいります。また「内容充実・継続発展」の路線を堅持しながら、持続可能な農業と地域農業の振興を目指し、引き続き自己改革に取り組んでまいります。

結びに、本市農業のさらなる発展と健全な経営の維持・拡大を図るとともに、夢と活力のある農業の実現に向け、信頼され喜ばれる農協の実現を目指し、役職員一丸となって取り組んでまいります。

今後とも組合員の皆様の深いご理解と一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

天童市農業協同組合  
代表理事組合長 大石 貞義



## 1. 経営理念

農業のさらなる発展と、健全な経営の維持拡大に取り組み  
「すべては組合員のために」を合言葉に、夢と活力ある農業の実現をめざします。

## 2. 経営方針

- ◇「農業者所得の増大」「農業生産の拡大」への挑戦  
日本一の生産量を誇るラ・フランスの生産をはじめ、さくらんぼ「やまがた紅王」の県内一の産地化、県ブランド米である「つや姫」「雪若丸」「はえぬき」の生産安定と品質向上に取り組み、JAてんどうグループ一体となった協業体制の深化を図り、消費者直接販売の占有率を高め、「農業者所得の増大」や「農業生産の拡大」を図ります。また、組合員・生産者が必要とする生産資材を安定的に供給するとともに、病害虫防除暦に基づいた必要数量を提案し、生産コスト低減と農業経営の向上に努めます。
- ◇営農指導事業部門  
出向く体制を強化し、担い手農家の経営課題に対応した総合事業提案に取り組み、持続的な農業経営の確立を支援します。
- ◇信用事業部門  
組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図り、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」なJAバンクをめざします。この目標の達成に向け、信頼されるJAを徹底的に追求した活動を展開し、収益力の向上と顧客基盤の拡充を図るとともに、事業推進体制の強化に取り組みます。
- ◇共済事業部門  
JA共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員等利用者一人ひとりのライフサイクルやライフスタイルに応じた「ひと、いえ、くるま」の生活総合保障を提供し、地域における満足度・利用度NO.1をめざします。
- ◇健全経営の為の取り組み  
「健全な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。  
自己改革の取組施策を着実に実践するため、経営資源のシフトや人材育成を通じ、営農・経済事業の体制を強化します。

## 3. 経営管理体制

- ◇経営執行体制  
〔理事会制度〕  
当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。  
組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

#### 4. 事業の概況（令和7年度）

令和7年度は、役員・職員一体となった事業展開と経営改善、協同活動の結果、当期剰余金として4億8,144万円を計上することができました。当期剰余金及び繰越剰余金のうち、出資配当を1%として1,066万円を、事業量分量配当金として7,936万円を配当し、さらに本組合定款の定めるところにより利益準備金として1億円を積み立ていたしました。

##### ◇信用事業

###### 【貯金】

年金受給を間近に迎えたシニア世代を対象に、社会保険労務士を講師に迎えた年金セミナーの開催や、年金友の会会員限定の特別金利定期積金キャンペーンを実施し、年金口座の新規開設及び指定替えにより年金受取口座数の増加による貯金残高の伸長を図りました。

また、現役世代を対象とした特別金利定期貯金キャンペーンを夏・冬の年2回実施し、キャンペーンPRとして新聞折込広告を活用しました。

これらの貯金増強の取組みに加え、米価の上昇による販売代金が好調に推移したこともあり、貯金の年間平均残高は前年度実績を上回りました。一方で、昨年引き続き高温障害によるさくらんぼ販売代金の減少等の影響により、年間計画は下回る結果となりました。

###### 【貸出金】

農業者の所得増大や農業生産拡大に資する農業資金として、営農指導部門と連携し生産者・青年部員を積極的に訪問し、需要に即した資金提案に取り組みました。

マイカーローンについては、若年層を中心にネットローン仮申込の利用が増加したことにより取扱いが伸長しました。

また、建築費の高止まりによる需要減退が懸念された住宅ローンについても、専任担当者が定期的にハウスメーカーを訪問し、顧客に寄り添った資金提案を継続したことなどにより、計画を上回る実績となりました。

これらの取組みにより、貸出金全体の年間平均残高は前年実績及び年間計画を上回る結果となりました。

実績 年間平均残高		計画対比	前年対比
貯金	592億2,783万円	99.2%	100.3%
貸出金	145億700万円	103.3%	102.9%
貯貸率	24.41%		

##### ◇共済事業

長期共済は、LAを中心に、3Q活動を基本とした対話型の訪問活動を継続し、終身共済、医療共済、がん共済などの「ひと保障」を中心に、組合員・利用者の立場に立った最適な保障・サービスの提供に取り組みました。

短期共済は、スマサポを中心に、組合員・利用者の立場に寄り添う丁寧な対応、わかりやすい説明に努め、自動車共済見積りキャンペーン等を活用し、新規契約獲得、保障拡大に取り組みました。

また、共済代理店との連携を密にし、自動車・自賠責共済の普及拡大に取り組み、自動車事故対応については、JA共済連山形サービスセンターと連携し、迅速な事故対応、相談機能の充実に努めました。

共済金の支払実績は、満期共済金・年金で11億309万円、生命総合共済・年金共済で4億960万円、建物共済で2億758万円、自動車共済で1億8,431万円、その他の短期共済で4,575万円となり、多くの組合員・利用者の皆様のお役に立つことができました。

実績		計画対比	前年対比	
長期共済	新契約高	28億4,524万円	80.4%	80.9%
短期共済	新契約掛金	4億1,376万円	100.1%	106.2%
支払共済金	件数	3,790件	-	107.6%
	金額	19億5,034万円	-	108.3%

## ◇営農事業

### 【営農指導】

各種管理講習会の開催や圃場巡回、品目毎の営農情報の作成、病虫害防除計画の配信、生産工程管理表の記帳点検、農産物残留農薬事前分析検査等の指導対応強化に努めました。

さくらんぼ「やまがた紅王」日本一の産地形成、また農業経営安定と生産拡大に向け、行政と一体となって各種補助事業を実施し生産振興を図りました。

さくらんぼは、開花期の天候不順による、着果・収穫量が大幅に減少しました。また、前年の夏季の高温による双子果の発生多くなりました。その他の果樹全般では6月中旬～7月にかけての高温少雨により、例年になく小玉で経過し、収量に大きな影響がありました。また、高温により着色遅延などが発生しました。7月上旬頃よりハダニの発生が急激に増加し、8月まで発生が多くみられ果樹全般に被害が拡大しました。

水稻関係は、JA一貫調査田の生育調査結果による情報の提供及び各防除組織と連携した無人ヘリによる病虫害の徹底防除を行い、高品質米の生産指導に努めました。登熟期の高温の影響で白未熟粒が発生し一部品質低下が見られましたが、一等米比率は平年並みとなりました。また、天童市農業再生協議会が示した「生産の目安」に基づく作付、行政と連携した水田フル活用の推進、経営所得安定対策の申請支援及び地域とも補償を活かした生産調整などに取り組みました。

野菜関係は、早期防除の指導や巡回指導を行うなど品質の維持向上に努めました。

実		績	
やまがた紅王植栽支援事業		苗木購入助成	279本
天童市もも・西洋なし生産拡大事業		苗木購入助成	1,189本
果樹栽培施設等整備支援事業		さくらんぼ・ぶどう・西洋なし	35件
		高温対策資材	18件
果樹先導的取組支援事業		新植・改植・用水かん水	17件
果樹経営支援対策事業		新植・改植・用水かん水	37件
園芸やまがた産地発展サポート事業		肥料散布機・草刈機・冷蔵庫	8件
持続できる果樹産地緊急支援事業		スピードスプレーヤー	8件
さくらんぼ温暖化対応技術導入推進事業		高温対策資材、冷房設備、井戸掘削	25件
農作物残留農薬事前分析検査		米・果樹・野菜	138検体

### 【TAC・担い手支援】

今後の地域農業を担う農協青年部、果樹青年部といった若手生産者や新規就農者を中心に訪問活動を行いました。情報提供を基本とし、農協事業の紹介及び農協に対する意見・要望等の聞き取りを行いました。

また、労働力を必要とする生産者に農作業従事者無料紹介事業を通じた求職者を紹介やボランティアの斡旋、1日農業バイトアプリ「daywork」の研修会を開催し、活用と普及を図り労働力の安定確保に努めました。

その他、LINEを活用し、営農情報を中心に各部門の最新情報を幅広く配信を行いました。

実	績	前年対比
TAC訪問件数	714件	65.6%
JAてんどう通信登録者数	339人	118.9%

## ◇販売事業

### 【園芸】

3拠点センターを中心とした一元管理体制による効率的な集出荷や値決め品の拡充、海外輸出事業の推進と消費流通宣伝により農業経営の安定化に向けた販売の強化に取り組みました。

実		績		計画対比	前年対比
青果物全体	販売高	20億734万円		77.9%	90.0%
果実流通センター	取扱量	757.4トン		64.9%	70.5%
ラ・フランスセンター	取扱量	1,683.4トン		93.4%	78.1%

### 【さくらんぼ】

4月は平年より気温が高く経過しましたが、日照時間が平年よりかなり少なかった影響か、生育は平年並みで推移しました。

開花期間中は低温と強風により、「マメコバチ」の増殖が前年より少なかったことから、訪花活動が十分でない園地が多く見られました。

着色期に昼夜の気温が高い日が続き、着色の進みが緩慢だったことに加え、開花始期から落花期までの期間が長かった影響で、園地（樹）で着色（熟度）のバラつきが大きくなりました。6月中旬以降、最高気温が30℃を上回る日が連続し、高温障害果や過熟果の発生が徐々に増加し、収穫ロスが一部発生しました。

6月中旬から7月下旬まで、高温少雨の影響で葉のしおれや早期落葉が発生、またハダニの発生が急激に増加しました。

収穫最盛期は6月13日頃でした。結実不良に伴う生産量の減少により、引き合いが強く高単価で推移したことで、販売高は前年を上回りましたが、数量については計画および前年を下回りました。

実 績		計画対比	前年対比	
さくらんぼ	生食	数量 180.1トン	45.0%	91.2%
		販売高 5億8,109万円	60.1%	109.1%

### 【も も】

満開期は平年並みとなりましたが、受粉樹の少ない園地では川中島白桃などで、着果量が不足する園地が一部見られました。

あかつきは8月4日から受付開始となりましたが、7月下旬までの高温少雨の後の8月初旬の降雨で急激な水分補給となり、果実の軟化や落果がみられました。

川中島白桃の出荷盛期は8月31日となりました。糖度は前年より高く、食味は良好で、品質も特秀・秀の割合が前年より高く良好となりました。

早生品種の軟化や落果による収穫ロスの発生や少雨による小玉傾向により、数量・販売高ともに前年・計画を下回る結果となりました。

実 績		計画対比	前年対比	
も も	生食	数量 647.6トン	82.8%	87.0%
		販売高 3億4,733万円	86.6%	90.7%

### 【ぶどう】

デラウェアの着房数・房長は平年並み、着粒数は平年より多く、1房重は平年より重く、1粒重は平年より小さくなりました。高温の影響で着色の進みが停滞し、収穫時期はハウス物で前年より8日遅く開始となり、盆前出荷の割合は全体の67%と前年より低くなりました。

ピオーネ等の黒系品種は、8月上旬の気温、日射量、適度な果粒肥大、適度な水分により、例年になく着色が進み良好となりました。有核品種では、花振るいが少なく、着粒数が良好となりました。シャインマスカットの果粒肥大は前年・平年より小さくなり、秀品率は前年・平年より低くなりました。また7月下旬までの少雨の後、8月の降雨による急激な水分補給で縮果症の発生が見られました。

秀品率が低かったことから、数量は前年を上回りましたが、販売高は前年・計画を下回る結果となりました。

実 績		計画対比	前年対比	
ぶどう	生食	数量 117.3トン	89.3%	101.2%
		販売高 1億405万円	82.7%	91.9%

### 【りんご】

凍霜害の被害はなく、開花期の天候も良好であったことから、結実は概ね良好でしたが、ふじでは、花芽が少なく、着果量の少ない樹・園地が一部見られ、中心果の止まりが悪く、側果で対応した樹・園地も見られました。

つがるは8月21日より受入を開始、出荷盛期は9月4日～6日頃となりました。日焼け果の発生は前年より少なかったものの、8月の高温の影響で着色が進みませんでした。7月

の少雨の影響で、ハダニの発生が急激に増加し、8月まで多く見られました。

早生ふじは9月22日より受入を開始、出荷盛期は10月8日頃、サンふじは10月27日より受入を開始、出荷盛期は11月16日～25日頃となりました。40玉、46玉、50玉の割合が前年より多く、かなりの小玉傾向となりました。また、10月～11月上旬まで気温が高く経過したことから、着色・ミツの入りは遅くなりました。

小玉傾向で着色不良が多かったことから、数量・販売高ともに前年・計画を下回る結果となりました。

		実績		計画対比	前年対比
りんご	生食	数量	774.8 トン	59.6%	66.9%
		販売高	2億5,632万円	72.2%	69.6%

#### 【なし(ラ・フランス)】

花芽分化率は60.8%で前年・平年を下回り、弱小芽率も高かったことから花芽が少なく、結実は前年を下回りました。また、6月中旬以降の少雨の影響により、小玉傾向となりました。

収穫は、小玉傾向でデンプンの蓄積量が多く、果肉硬度は平年並みであることを総合的に判断し、10月11日から受付を開始しました。集荷量は77,960コンテナで、うちM玉が27.7%と前年より割合が多くなりました。食味・品質ともに良好で、SPラフの比率は19.6%と前年より多くなりました。

例年より小玉傾向で生産量が少なく数量・販売高ともに前年・計画を下回る結果となりました。

		実績		計画対比	前年対比
なし	生食	数量	1,574.4 トン	90.0%	74.7%
		販売高	5億6,530万円	97.7%	83.9%

#### 【野菜】

トマトは、6月下旬以降の高温により高温障害の発生が見られ、少雨により果実の肥大が進まず、主力階級である2LやLが少なく、小玉傾向となりました。数量は前年・計画を下回りましたが、全国的に高温少雨により生産量が少なかったことから堅調な販売となり、販売高は前年・計画を上回る結果となりました。

ねぎは、高温の影響で生育が停滞し、少雨により外葉枯れが多く発生しました。外葉枯れの影響もあり、肥大が劣り、L以下の割合が多くなったことから出荷量が減少し、数量・販売高ともに前年・計画を下回る結果となりました。

		実績		計画対比	前年対比
野菜		数量	122.2 トン	88.7%	89.0%
		販売高	5,056万円	94.7%	91.4%

#### 【花き類】

ストックは、生育は平年並みで経過したもの、ハイマダラノメイガの発生が多く、食害による芯止まり症状が発生したことで、出荷数の減少となりました。

啓翁桜は、花芽の付きは良好で、順調に生育しましたが、花卉類全般で全国的に荷動きが悪く、販売高は前年・計画を下回る結果となりました。

		実績		計画対比	前年対比
花き類	販売高	1,351万円		88.5%	95.2%

#### 【米穀】

米及び雑穀の高品質・良食味米の通年出荷体制を図るため、米集約低温倉庫の有効活用と天童米の消費宣伝を積極的に行い、銘柄確立と出荷契約米全量集荷に取り組み、安定販売及び有利販売に努めました。

6月中旬から7月下旬までの高温と記録的な少雨となり、品質低下が懸念されましたが、

一等米比率は97.7%となりました。

数量は、前年・計画を下回りましたが、米価の高騰により販売高は前年・計画を大きく上回る結果となりました。

実 績		計画対比	前年対比	
米 穀	数量	70,217.0 俵	93.7%	99.1%
	販売高	20 億 3,507 万円	155.3%	134.2%
一等米比率		97.7%		101.9%
カントリーエレベーター荷受籾重量		1,528.7 トン		112.1%

#### 【畜産】

飼料価格の高止まりの基調が続く中、行政機関と連携を図り、経営安定に向けた支援策の周知に努めました。

酪農は安全な乳質確保のため、月2回の検査に加えて生乳管理チェックシートの記帳に努めました。

和牛は関係機関と連携を図り、国の補助事業を活用し、「安全」「安心」「おいしい」天童牛の知名度向上と販売促進に努めました。

物価高騰などの影響で厳しい販売状況の中で、畜産農家の減少があり、販売高は前年・計画を下回る結果となりました。

実 績		計画対比	前年対比	
畜産全体	販売高	7 億 1,002 万円	89.1%	88.4%

#### ◇経済事業

##### 【生産資材】

農業生産基幹品目である肥料・農薬は各組織のご協力のもと「むすぶ・になう・はぐくむ 営農予約運動」を実施し、10月には茎葉処理剤の特別キャンペーンを行いました。

6月以降の高温少雨の影響により果樹全般でハダニ類が多発したことから、追加防除（殺ダニ剤）の購入者253名を対し、総額2,008千円の助成を行いました。

包装資材はさくらんぼの開花期の低温強風や収穫期の高温により計画対比76.0%と大きく下回りましたが、農業機械の補助事業により生産資材取扱高は計画を上回る実績となりました。

##### 【生活物資】

生活の質の向上につながる、きこえの相談会（補聴器等）を開催し、利用拡大に取り組みました。

旅行事業ではJAてんどうの翼に117名の参加をいただき、参加者の皆様が満足する安心・安全な旅行の提供に努めました。

全国的な米不足により米の需要が高まり取扱が伸長しましたが、住宅環境事業の取扱は減少し、生活物資取扱高は計画を下回る実績となりました。

##### 【生活指導】

女性部活動は、環境美化活動の一環として、各支所の玄関先をプランターに植えた花で華やかに彩りました。

全体研修会ではJA新みやぎの「元気くん市場仙台南店」、JA仙台の農産物直売所「たなばたけ」、道の駅「あ・ら・伊達な道の駅」において、地域農産物や菓子類、加工品等の規格・包装形態・販売価格など、それぞれ特色のある取り組みについての視察研修を行いました。

支部活動では防災ボトル講座やボウリング大会、芋煮会等を通じ部員の交流を深めました。

実 績		計画対比	前年対比	
生産資材	取扱高	14 億 1,374 万円	101.3%	104.4%
生活物資	取扱高	2 億 9,490 万円	99.5%	98.2%

## 5. 農業振興活動

### ◇安全・安心な農産物づくりへの取り組み

協定書・生産工程管理表の記帳運動を行っています。

天童市農協農畜産物安全・安心推進本部を中心とした各生産組織と連携しています。

### ◇担い手・新規就農者への支援

営農指導員等の育成強化を行っています。

担い手農家への定期訪問による相談窓口業務を実践しています。

担い手・農協・関係機関との情報の共有を図り、担い手支援体制を構築しています。

### ◇地域密着型金融への取り組み

農家の資本力増強の強力なツールとして農業経営安定貯金（愛称：あんてい君）の普及拡大に努めています。また、ローン専任担当者の設置により出向く体制を強化し組合員の様々な資金ニーズにお応えしています。

### ◇地産地消・食育の取り組み

天童市学校給食センターと連携し、天童産米・さくらんぼ・りんご・西洋なし・野菜等を学校給食へ提供しています。

## 6. 地域貢献情報

### ◇地域社会への貢献

- ・学校給食への地元農産物の提供
- ・小学校へ毎月「ちゃぐりん」（子供向け農業雑誌）の贈呈
- ・農作物盗難防止キャンペーンの実施（生産者、天童市、天童警察署と連携）
- ・農業用使用済ビニール・農薬空ビンの回収
- ・天童市へ「カーブミラー」の贈呈
- ・こども110番連絡所・施設内への街頭防犯カメラの設置

### ◇各種イベントの開催及び協賛

- ・「天童ラ・フランスマラソン大会」天童市との共催
- ・「女性部夕市」の開催（7月～10月・毎週火曜日）
- ・「天童市農業まつり」など天童市のイベントへ協賛

### ◇「経営者保証に関するガイドライン」にかかる当組合の取り組み方針

天童市農業協同組合は、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ下記の通り対応させていただきます。

「経営者保証に関するガイドライン」を遵守し、経営者保証に依存しない融資に努めてまいります。

経営者保証が必要であると判断した場合には、保証を求める理由を具体的に説明するとともに、経営者保証の変更・解除の可能性を高めるための改善方法について、お客様にご理解いただけるよう努めてまいります。

#### 保証契約の必要性の判断要件

- ①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されているか。
- ②法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えないか。
- ③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得るか。
- ④法人から適時適切に財務情報等が提供されているか。
- ⑤経営者等から十分な物的担保の提供があるか。

既存の保証契約の見直しに関するお申し出を受けた際には、変更・解除について検討を行い、経営課題の解決へとつなげてまいります。

保証人の方から「経営者保証に関するガイドライン」に即した保証債務の整理申し立てを

受けた場合は、本ガイドラインに基づき誠実に対応してまいります。

事業継承においては、前経営者と後継者から二重に保証を求めるのではなく、保証契約の必要性を改めて検討し、債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行ってまいります。

#### ◇その他活動

- ・やさい栽培講座の開催
- ・施設見学会の実施
- ・日本赤十字社の献血への積極的参加
- ・各種募金活動（赤い羽根共同募金等）、公共団体への寄付

## 7. リスク管理の状況

### ◇リスク管理体制等

#### 【リスク管理方針】

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

#### ① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会におい

て運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことであります。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことであります。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。

また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことであります。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

◇法令遵守体制

【コンプライアンス基本方針】

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

【コンプライアンス運営体制】

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支所にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を

策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

#### ◇金融ADR制度への対応

##### ① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

受付窓口	電話番号	受付窓口	電話番号
本所金融部	023-653-5110	本所共済部	023-653-5112

##### ②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

#### 【信用事業】

山形県弁護士会示談あっせんセンター（電話：023-635-3648）

仙台弁護士会紛争解決支援センター（電話：022-223-1005）

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。また、東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センターには直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いた上で、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

1. 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。
2. 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

#### 【共済事業】

（一社）日本共済協会共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。か、最寄りの連絡先については、上記または①の窓口にお問い合わせ下さい。

#### ◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J Aの本所・事業所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。

監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## 8. 自己資本の状況

### ◇自己資本比率の状況

当J Aでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年2月末における自己資本比率は、14.44%となりました。

### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当J Aの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

#### ○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	天童市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,082百万円(前年度1,096百万円)

当J Aは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当J Aが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え自己資本と比較・対照し自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

## 9. 主な事業の内容

### (1) 主な事業の内容

#### ◇信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、J A、農林中金が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

#### 【貯金業務】

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

#### ○ 貯金商品一覧

種 類	内 容	預入期間	預入金額
当座貯金	小切手・手形または当J A所定の貯金払戻請求書により随時払い戻しできます。	—	1円以上
普通貯金	給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。	—	1円以上
総合口座	給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。また自動継続扱いの定期貯金を担保組入れすることにより、当座貸越をご利用できます。	—	1円以上
貯蓄貯金	1円以上10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上100万円未満、100万円以上300万円未満、300万円以上の5段階の金額階層別金利設定を行い、各々の金額階層の利率を適用します。	—	1円以上
納税準備貯金	利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、課税されます。	—	1円以上
スーパー定期貯金	満期日以後に一括して払い戻します。預入時のお申し出により自動継続の取扱いができます。	1か月～5年	1円以上
	<単利型> 預入期間2年以上のものは、利息を中間利払日以後および満期日以後に分割して支払います。		
	<複利型> 利息を6ヶ月ごとに複利計算します。	3年～5年	
スーパー定期貯金<福祉定期>	当J Aへ福祉年金・手当等を振込受給されている方、もしくは新規に指定された方。自動継続の取扱いはできません。	1年	1円以上 300万円以内
スーパー定期貯金<退職金定期>	当J Aまたは他金融機関へ入金された退職金を原資としてお預入いただける方。預入時のお申し出により自動継続の取扱いができます。	1年・3年	100万円以上
スーパー定期貯金<相続定期>	金融機関(当J A含む)での相続手続き完了後、1年以内に相続により取得した資金を原資としてお預入いただける方。預入時のお申し出により自動継続の取扱いができます。	1年	100万円以上
大口定期貯金	満期日以後に一括して払い戻します。預入時のお申し出により自動継続の取扱いができます。	1か月～5年	1,000万円以上
期日指定定期貯金	預入日から1年経過後、何回でも払い戻しができます(一部支払いについては、1回あたり1万円以上1円単位)。預入時のお申し出により自動継続の取扱いができます。利息を1年ごとに複利計算します。	最長3年 (据置期間1年)	1円以上 300万円未満

種 類	内 容	預入期間	預入金額
変動金利 定期貯金	満期日以後に一括して払い戻します。預入時のお申し出により自動継続の取扱いができます。 6か月ごとに適用利率を変更します。	3年	1円以上
	<単利型> 利息を中間利払日以後および満期日以後に分割して支払います。 <複利型> 利息を6ヶ月ごとに複利計算します。		
定期積金	掛金を分割して払い込みいただき、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。 目標式・定額式など、目的に合わせた積み立てができます。	6か月～10年	1,000円以上
積立式 定期貯金	自動振替による預入れのほか、随時預入れいただくこともできます。	—	1回あたり 1円以上
	<エンドレス型> 一部支払、明細支払、概算金支払、および全額支払ができます。 <満期型> 満期日以後に一括して払い戻します。 一部支払、明細支払および概算金支払ができます。		
一般財形 貯金	一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。	3年以上	1回あたり 1円以上
財形年金 貯金	年金として、3か月ごとに払い戻します。利息は財形住宅貯金と合わせ、550万円まで非課税となります。	5年以上	
財形住宅 貯金	住宅取得または増改築費用の充当に限定し、1回に限り払い出します。利息は財形年金貯金と合わせ、550万円まで非課税となります。	5年以上	
通知貯金	解約時に一括して払い戻します。解約する日の2日前までに通知が必要となります。	(据置期間) 7日間	50,000円以上
譲渡性貯金	満期日以後に一括して払い戻します。満期日前には解約できません。 利息とともに、譲渡できます。 (譲渡先は当JAのお客様に限ります。)	7日～5年 未満	1,000万円以上

### 【貸出業務】

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や地方公共団体、農業関連産業、地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

#### ○ 融資商品

令和8年6月1日現在

資金名	貸出限度額	貸出期間	貸出利率	保証または担保
住宅ローン (住プラ連動型)	20,000万円	50年以内	3.375%	農信基保証
住宅ローン (固定変動選択型)			3年 2.90% 5年 3.25% 10年 3.70%	
住宅ローン100%応援型			現行の住宅ローンと同じ	

資金名	貸出限度額	貸出期間	貸出利率	保証または担保
住宅ローン借換応援型	20,000万円	3年以上 40年以内	現行の住宅ローンと同じ	農信基保証
リフォームローン (一般型A)	1,500万円	20年以内	変動 2.00%	
賃貸住宅ローン (住プラ連動型)	40,000万円	30年以内	3.375%	
賃貸住宅ローン (固定変動選択型)			3年 2.90% 5年 3.25% 10年 3.70%	
農泊ローン	5,000万円	30年以内	変動 3.375% 3年 2.90% 5年 3.25% 10年 3.70%	農信基保証 500万円超は有担保
プロテクト リフォームローン	1,500万円	6ヶ月以上 20年以内	現行リフォームローンと同じ	ジャックス保証
アパートオーナー向け リフォームローン	1,000万円	6ヶ月以上 15年以内	現行リフォームローンと同じ	ジャックス保証
住宅ローン (新築・購入コース)	20,000万円	50年以内	現行の住宅ローンと同じ	(株)協同住宅ローン 保証
住宅ローン (借換コース)		3年以上 40年以内		
リフォームローン (一般型C) (住宅資金借換型) (空き家解体型)	一般型C 1,500万円 住宅資金借換型 2,000万円 空き家解体型 500万円以内	一般型C 15年以内 住宅資金借換型 20年以内 空き家解体型 10年以内	現行リフォームローンと同じ	三菱UFJニコス保証
マイカーローン	1,000万円	15年以内	固定 2.60% 変動 2.20%	農信基保証
			固定 2.60% 変動 2.20%	ジャックス保証
		15年以内	固定 2.60% 変動 2.20%	三菱UFJニコス保証
教育ローン	1,000万円	15年以内	固定 2.70% 変動 2.00%	農信基保証
	700万円	16年10ヶ月 以内	固定 2.70% 変動 2.00%	ジャックス保証
	1,000万円	15年以内	固定 2.70% 変動 2.00%	三菱UFJニコス保証
教育ローン (カード型)	700万円	1年更新	変動 3.00%	三菱UFJニコス保証 農信基保証
フリーローン	500万円	6ヶ月以上 10年以内	変動 3.50%	三菱UFJニコス保証
新フリーローン	300万円	6ヶ月以上 8年以内	変動 3.50%	ジャックス保証
多目的ローン	500万円	6ヶ月以上 10年以内	変動 3.00%	農信基保証
	1,000万円	6ヶ月以上 10年以内	変動 3.50%	三菱UFJニコス保証
営農ローン	500万円	契約1年間	固定 3.50%	農信基保証

資金名	貸出限度額	貸出期間	貸出利率	保証または担保
営農ローン切替ローン	貸出残高又は ローン極度額	10年以内	固定 3.50%	農信基保証
カードローン	極度額 300万円	契約1年間	固定 8.00%	農信基保証
カードローン 切替ローン	貸出残高又は ローン極度額 (70歳時)	10年以内	固定 8.00%	農信基保証
カードローン	極度額 500万円	契約1年間	固定 8.00%	三菱UFJニコス保証

(一般資金)

資金名	貸出限度額	貸出期間	貸出利率	保証または担保
定期貯金担保貸付	契約金額の 範囲内	1年以内	担保貯金利率 +0.50%	当該貯金証書 又は通帳
定期積金担保貸付	積金の積立額の 範囲内	1年以内	積立利率 +0.50%	当該積金証書
共済担保貸付	共済積立額の 80%以内	10年以内かつ 共済期間	固定 1.75%	共済証書 質権設定
当座貸越	当座勘定 貸越契約額	—	5.50%	担保徴求 必要に応じ保証
組員事業資金 (短期) (長期) (賃貸住宅)	所要金額内	短期 1年以内 長期 30年以内 賃貸住宅 30年以内	短期 4.225% 長期 固定 2.60% 長期 変動 2.00% 賃貸住宅 現行賃貸住宅ロー ーンに0.30%上 乗せ	担保徴求 必要に応じ保証
生活資金 (短期) (長期) (住宅)	所要金額内	短期 1年以内 長期 35年以内 住宅 35年以内	短期 4.225% 長期 変動 3.00% 住宅 現行住宅ローン に0.30%上乗せ	担保徴求 必要に応じ保証
相続	30,000万円	20年以内	変動 10年以内 1.50% 10年超 1.80%	担保徴求 必要に応じ保証

(要綱資金)

資金名	貸出限度額	貸出期間	貸出利率	保証または担保
J A 農機ハウスローン	1,800万円	10年以内	固定 2.20%	農信基保証
J A 新規就農応援資金	1,000万円	17年以内	変動 1.60%	農信基保証
アグリマイティ資金 (長期 I 型、II 型)	事業費の100%以内	10年以内 (対象事業に応じ 最長20年以内)	固定 2.20% 変動 1.60%	農信基保証 必要に応じ担保
(短期 I 型、II 型)		1年以内	固定 2.20%	農信基保証
アグリスーパー資金	当座貸越契約額	1年以内	変動 3.30%	農信基保証
担い手応援ローン	3,000万円	1年以内	変動 2.475%	農信基保証
J A 交付金等つなぎ資金	交付金額相当額の うち、入金額迄	1年以内	固定 2.475%	農信基保証

(制度資金)

資金名	貸出限度額	貸出期間	貸出利率	保証または担保
天童市おうとう施設等整備資金	1,000万円	10年以内	無利子	農信基保証
天童市畜産振興総合資金	1,000万円	10年以内(施設等) 3年以内(畜産導入)		
天童市水洗便所改造	150万円	7年以内 (准5年以内)		
農業近代化資金	個人 1,800万円 法人 20,000万円	17年以内	県からの 通知にて決定	農信基保証 必要に応じ担保

【為替業務】

全国のJA・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます

【その他の業務及びサービス】

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債(新窓販国債、個人向け国債)の窓口販売の取り扱い、国債の保護預かり、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

【手数料一覧】

1. 貯金事務

取扱手数料項目	徴収単位	手数料	徴収方法	
残高証明書発行手数料	1通	550	受付の都度	
取引明細表発行手数料	1通	880	受付の都度	
営農貯金取引年間実績表発行手数料	1通	330	交付の都度	
相続貯金仮払履歴証明書発行手数料	1通	880	受付の都度	
媒体持込特別処理料金	1件	5,500	受付の都度	
	個別	550	受付の都度	
媒体取消手数料	全件	1,100	受付の都度	
貯蓄貯金自動振替サービス手数料	1契約	無料		
カード発行手数料	1枚	無料 無料		
①ICキャッシュカード ②JAカード(一体型)				
再発行手数料	①貯金通帳	1冊	1,100 1,100 1,100 1,100 1,100	受付の都度
	②貯金証書	1通		
	③ICキャッシュカード	1枚		
	④JAカード(一体型)	1枚		
	※旧磁気カードからの切替時は無料	1枚		
手形等用紙代	①小切手帳	1冊	5,500 5,500 1,100 1,100	交付の都度
	②約束手形・為替手形	1冊		
	③自己宛小切手	1枚		
	④マル専手形	1枚		
マル専当座貯金口座開設手数料	1口座	3,300	口座開設時	

取扱手数料項目	徴収単位	手数料	徴収方法
未利用口座管理手数料(普通・貯蓄口座)	1 口座	1,320	2年間利用がない場合
窓口収納手数料	契約単位	個別契約による	個別契約による
口座振替手数料	契約単位	個別契約による	個別契約による
定時定額自動振替	1 件	220	取引の都度
個人インターネットバンキングサービス利用料	1 契約	無料	
法人 JA ネットバンク月額手数料(一般)			
①基本サービス 月額手数料	1 契約	1,100	利用翌月に振替
②基本サービス+伝送サービス 月額手数料	1 契約	3,300	
法人 JA ネットバンク月額手数料(学校)			
①基本サービス+伝送サービス 月額手数料	1 契約	1,100	個別契約による

取扱手数料項目	手数料	徴収方法
貯金ネット手数料	下表のとおり	取引の都度

金融機関		取引内容	ご利用時間		手数料
系統全国 ネット	JA バンク	入出金	全日	8:00 ~ 21:00	無料
		入金	全日	8:00 ~ 21:00	無料
ゆうちょ銀行 提携ネット (注1)	ゆうちょ銀行	出金	平日	8:00 ~ 8:45	220
				8:45 ~ 18:00	110
			18:00 ~ 21:00	220	
			土曜日	8:00 ~ 9:00	220
			9:00 ~ 14:00	110	
			14:00 ~ 21:00	220	
			日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	220
		業態間 提携ネット	JF マリンバンク	出金	全日
三菱 UFJ 銀行	出金		平日	8:00 ~ 8:45	110
				8:45 ~ 18:00	無料
			18:00 ~ 21:00	110	
			土曜・日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	110
上記以外	出金		平日	8:00 ~ 8:45	220
				8:45 ~ 18:00	110
			18:00 ~ 21:00	220	
		土曜・日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	220	
セブン・ローソン・イーネット ATM 提携 (注2)(注3)	入出金	平日	8:00 ~ 8:45	220	
			8:45 ~ 18:00	110	
			18:00 ~ 23:00	220	
		土曜日	8:00 ~ 9:00	220	
			9:00 ~ 14:00	110	
			14:00 ~ 21:00	220	
		日曜・祝日	8:00 ~ 23:00	220	

(注1) ゆうちょ銀行提携の貯金ネット手数料は、当組合の顧客が、ゆうちょ銀行のCD・ATMを使用する際に当組合が課金するもの。

(注2) セブン・ローソン・イーネットATM提携の貯金ネット手数料は、当組合の顧客がセブン・ローソン・イーネット提携ATMを使用する際に当組合が課金するもの。

(注3) コンビニATM入出金手数料は、当組合の顧客がセブン・ローソン・イーネット提携ATMを使用する際にJAバンク優遇プログラム規定に応じて当組合が課金するもの。

自組合カード以外を利用し、当組合ATMから振込を行う際の貯金ネット手数料

取扱手数料項目	手数料金額	徴収方法
貯金ネット手数料	下表のとおり	取引の都度

使用カード	取引内容	ご利用時間		手数料
JF マリンカード	出金	全日	8:00 ~ 21:00	無料
他県カード	出金	全日	8:00 ~ 21:00	無料
他行カード	出金	平日	8:00 ~ 8:45	220
			8:45 ~ 18:00	110
			18:00 ~ 21:00	220
		土曜・日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	220

## 2. 内国為替事務 為替手数料

取扱手数料項目	徴収方法
振込手数料	取引の都度

あて先	利用方法	3万円未満 1件につき	3万円以上 1件につき	
当組合 同一店舗内	窓口	110	330	
	機械利用	系統カード振込	110	
		他行カード振込	220	
	個人IB		無料	
系統金融機関	窓口	電信扱い	220	440
		文書扱い		660
	機械利用	当組合カード振込	110	330
		他県・JF マリンカード振込	110	330
		他行カード振込	220	440
他行あて	窓口	電信扱い	550	770
		文書扱い		880
	機械利用	当組合カード振込	440	660
		他県・JF マリンカード振込	440	660
		他行カード	550	770

※視覚障がいをお持ちの顧客の窓口利用は、機械利用（自動化機器）と同額とする。  
 ※機械利用とは定時定額送金契約による振込、自動化機器による振込、インターネットバンキングによる振込等をいう。

取扱手数料項目		徴収単位	手数料	徴収方法
代金取立手数料	電子交換所取立	1通	660	取引の都度
	個別取立	1通	2,200	取引の都度
振込の組戻料		1件	660	取引の都度
振込訂正手数料		1件	660	取引の都度
不渡手形返却料		1通	660	取引の都度
取立手形組戻料		1通	660	取引の都度
離島回金料			無料	取引の都度
取立手形店頭呈示料		1通	660	取引の都度

※ただし、取立手形店頭呈示料において660円を超える取立経費を要する場合は、その実費を徴する。

(取扱形態別の区分)

取扱形態	利用区分	システムにおける手数料区分
窓口扱い	窓口利用	窓口振込手数料
総合振込(FD交換、データ転送)	機械利用	
ATMによる振込		自動機振込手数料

### 3. 両替事務

両替事務手数料

取扱手数料項目	手数料		徴収方法
邦貨両替手数料 金種指定払戻手数料 大量硬貨入金手数料	①1枚～50枚	無料	取引の都度
	②51枚～500枚	550	
	③501枚～1,000枚	770	
	④1,001枚～2,000枚 以降1枚～1,000枚増加毎	1,100 550加算	

※集金等の際、両替をご依頼いただく場合も対象となります。

※金種指定の払戻の場合は、「一万円札を除いた枚数」に応じて両替と同様の手数料を頂きます。

※大量硬貨入金の場合は、両替と同様の手数料を頂きます。

※大量の両替につきましては、別途金額を決定させていただく場合があります。

※以下の取引については従来どおり手数料を頂きません。

- 汚損した現金の交換、記念硬貨の交換
- 同一金種の新券への交換

### 4. 国債等窓販事務

取扱手数料項目	徴収単位	手数料 1ヶ月あたり	徴収方法
保護預り手数料 国債証券等の保護預り口座管理手数料	1口座	110	毎年4月

## 5. 貸出・債務保証事務

取扱手数料項目	徴収単位	手数料	徴収方法
貸付取扱手数料			
①融資実行額 1,000万円以下	1件	33,000	融資の都度
②融資実行額 1,000万円超	1件	55,000	
貸付金条件変更手数料	1件	5,500	変更の都度
貸付金繰上償還手数料			
①一部繰上償還	1件	22,000	償還の都度
②全部繰上償還	1件	33,000	

※上記手数料は、資金用途が住宅資金・賃貸住宅資金の場合に限り徴収する。

※貸付金条件変更手数料は、以下の変更内容時に限り徴収する。

- ①固定金利期間終了時に固定金利を再選択する場合
- ②原契約に基づかない金利条件の変更をする場合

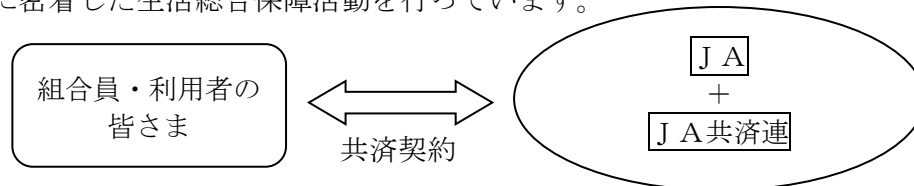
取扱手数料項目	徴収単位	手数料	徴収方法
残高証明書発行手数料	1通	550	発行の都度
発行手数料			
② 融資証明書	1件	無料	
②ローンカード	1件	無料	
再発行手数料			
①ローンカード	1件	1,650	受付の都度

#### ◇共済事業

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。J A共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

#### 【J A共済の仕組み】

J A共済は、平成17年4月1日から、J AとJ A共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。J AとJ A共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A：J A共済の窓口です。

J A共済連：J A共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

#### ◇販売事業

安全・安心な農畜産物の生産を行い、当J A管内で生産されたものを「王将ブランド」として、地元をはじめ県内外へ情報を発信しています。また、「地産地消」の取り組みとして、毎年、天童市内の小中学校の学校給食に、米、果実、野菜等の提供を行なっています。

#### ◇営農指導事業

消費者に安全・安心な農畜産物をお届けするよう、各関係機関や消費者組織で構成する「天童市農協農畜産物安全・安心推進本部」を設置し、消費者と共に食の安全性への取り組みを行なっています。またT A C(※)担当者を2名配置し地域農業の担い手支援として月1~2回を目安に訪問活動行っております。また、認定農業者をはじめとする担い手農家の皆さまのご要望をお聞きして、その要望に応じた総合的な支援に取り組んでいます。

(※) J A全農が提唱する「地域農業の担い手に出向くJ A担当者」の愛称です。

#### ◇経済事業

ふれあい営農センター・事業所では、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。本所では7月から10月末の4ヶ月間、毎週火曜日の午後3時から午後5時まで、夕市を開催、地元でとれた農産物を農家が持ち寄り、直接販売をしています。また、海外旅行はもとより「日帰り旅行」から「記念旅行」などお引き受けする旅行事業、県産果汁製品の消費拡大運動の展開等、生活全般に亘る事業を行っています。さらには、J A女性部を中核とした1日人間ドック検診・脳ドック検診の実施など、地域住民の方にも広く利用していただいています。

## (2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

### ◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

### ◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2024年3月末における残高は1,651億円となっています。

### ◇「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

### ◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2024年3月末現在で4,785億円となっています。



## 【経営資料】

### I 決算の状況

#### 1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和7年2月28日)	令和7年度 (令和8年2月28日)
( 資 産 の 部 )		
1 信用事業資産	56,279,308	58,817,153
(1) 現金	300,872	300,797
(2) 預金	38,685,314	40,576,815
系統預金	38,460,847	40,260,317
系統外預金	224,467	316,497
(3) 有価証券	3,155,260	2,882,410
国債	1,569,990	1,382,220
地方債	953,670	906,330
政府保証債	200,790	191,190
社債	430,810	402,670
(4) 貸出金	13,918,835	14,775,776
(5) その他の信用事業資産	261,072	324,171
未収収益	254,124	307,199
その他の資産	6,948	16,971
(6) 貸倒引当金	△42,047	△42,816
2 共済事業資産	335	150
(1) その他の共済事業資産	335	150
3 経済事業資産	3,305,040	4,254,609
(1) 経済事業未収金	175,933	227,437
(2) 経済受託債権	116,124	167,511
(3) 棚卸資産	215,502	200,202
購買品	191,212	174,050
その他の棚卸資産	24,289	26,151
(4) その他の経済事業資産	2,799,377	3,661,244
玄米	715,104	414,999
その他の未収金	2,077,310	3,239,283
その他の資産	6,961	6,961
(5) 貸倒引当金	△1,897	△1,786
4 雑資産	110,389	97,522
5 固定資産	4,160,312	4,063,948
(1) 有形固定資産	4,141,869	4,052,855
建物	3,712,179	3,546,842
機械装置	1,293,949	1,216,999
土地	3,310,898	3,278,105
リース資産	14,787	14,787
建設仮勘定	1,375	24,986
その他の有形固定資産	303,357	305,236
減価償却累計額	△4,494,678	△4,334,100
(2) 無形固定資産	18,443	11,093
6 外部出資	4,391,273	4,391,273
(1) 外部出資	4,391,273	4,391,273
系統出資	4,108,995	4,108,995
系統外出資	87,577	87,577
子会社等出資	194,700	194,700
7 前払年金費用	157,677	221,598
資産の部合計	68,404,337	71,846,256

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和7年2月28日)	令和7年度 (令和8年2月28日)
( 負 債 の 部 )		
1 信用事業負債	60,142,357	61,584,424
(1) 貯金	59,763,938	61,255,991
(2) 譲渡性貯金	50,000	—
(3) 借入金	2,060	—
(4) その他信用事業負債	326,359	328,433
未払費用	22,723	65,012
その他の負債	303,636	263,420
2 共済事業負債	153,935	161,487
(1) 共済資金	66,451	74,796
(2) 未経過共済付加収入	87,484	86,691
3 経済事業負債	2,323,278	4,103,623
(1) 経済事業未払金	53,786	33,637
(2) 経済受託債務	93,583	171,958
(3) その他の経済事業負債	2,175,907	3,898,027
その他の未払金	2,175,907	3,898,027
4 雑負債	224,889	235,923
(1) 未払法人税等	38,000	2,500
(2) リース債務	14,689	12,365
(3) 資産除去債務	16,715	665
(4) 事業再編関連負債	—	54,933
(5) その他の負債	155,484	165,458
5 諸引当金	91,067	90,240
(1) 賞与引当金	17,659	18,153
(2) 役員退職慰労引当金	15,242	19,217
(3) 特例業務負担金引当金	58,165	52,869
6 繰延税金負債	16,993	32,085
7 再評価に係る繰延税金負債	550,384	559,738
負債の部合計	63,502,906	66,767,522
( 純 資 産 の 部 )		
1 組合員資本	4,300,553	4,758,534
(1) 出資金	1,096,040	1,082,980
(2) 資本準備金	8,126	8,126
(3) 利益剰余金	3,207,997	3,683,897
利益準備金	1,700,000	1,720,000
その他利益剰余金	1,507,997	1,963,897
特別積立金	487,000	487,000
施設整備積立金	600,000	600,000
農業経営支援対策積立金	200,000	200,000
当期末処分剰余金	220,997	676,897
(うち当期剰余金)	98,221	481,444
(4) 処分未済持分	△11,610	△16,470
2 評価・換算差額等	600,876	320,200
(1) その他有価証券評価差額金	△665,195	△926,374
(2) 土地再評価差額金	1,266,071	1,246,574
純資産の部合計	4,901,430	5,078,734
負債及び純資産の部合計	68,404,337	71,846,256

## 2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
	(自 令和6年3月 1日 至 令和7年2月28日)	(自 令和7年3月 1日 至 令和8年2月28日)
1 事業総利益	1,168,015	1,172,046
事業収益	2,489,294	2,565,523
事業費用	1,321,279	1,393,476
(1) 信用事業収益	463,767	571,849
資金運用収益	405,637	513,348
(うち預金利息)	234,826	312,017
(うち有価証券利息)	20,787	20,877
(うち貸出金利息)	150,010	180,430
(うちその他受入利息)	13	23
役務取引等収益	31,037	30,781
その他経常収益	27,092	27,719
(2) 信用事業費用	123,202	212,555
資金調達費用	30,519	114,123
(うち貯金利息)	28,813	112,599
(うち給付補填備金繰入)	122	211
(うちその他支払利息)	1,583	1,312
役務取引等費用	44,192	44,190
その他事業直接費用	48,978	51,446
その他経常費用	△488	2,795
(うち貸倒引当金繰入額)	—	2,795
(うち貸倒引当金戻入益)	△488	—
信用事業総利益	340,564	359,293
(3) 共済事業収益	254,750	253,014
共済付加収入	240,793	233,452
その他の収益	13,957	19,561
(4) 共済事業費用	21,842	25,715
共済推進費	5,743	9,799
共済保全費	7,227	6,717
その他の費用	8,871	9,198
共済事業総利益	232,907	227,298
(5) 購買事業収益	1,130,897	1,136,839
購買品供給高	1,105,472	1,112,317
購買手数料	15,891	15,847
その他の収益	9,533	8,674
(6) 購買事業費用	903,537	906,052
購買品供給原価	886,985	887,216
購買品供給費	9,218	7,295
その他の費用	7,333	11,540
(うち貸倒引当金戻入益)	△1,577	△265
購買事業総利益	227,360	230,787
(7) 販売事業収益	189,701	190,474
販売手数料	136,733	147,449
その他の収益	52,968	43,025
(8) 販売事業費用	22,941	23,730
販売費	2,897	3,730
その他の費用	20,044	20,000
(うち貸倒引当金繰入額)	39	154
販売事業総利益	166,760	166,744
(9) 保管事業収益	22,056	24,142
(10) 保管事業費用	10,053	11,007
保管事業総利益	12,002	13,135

科 目	令和6年度	令和7年度
	(自 令和6年3月 1日 至 令和7年2月28日)	(自 令和7年3月 1日 至 令和8年2月28日)
(11) 宅地等供給事業収益	1,523	2,382
(12) 宅地等供給事業費用	156	183
宅地等供給事業総利益	1,366	2,199
(13) その他事業収益	410,313	371,855
(14) その他事業費用	187,801	162,838
その他事業総利益	222,512	209,016
(15) 指導事業収入	18,210	16,960
(16) 指導事業支出	53,669	53,388
指導事業収支差額	△35,459	△36,428
2 事業管理費	1,078,183	1,055,996
(1) 人件費	805,593	756,737
(2) 業務費	42,380	43,835
(3) 諸税負担金	34,205	34,933
(4) 施設費	189,387	216,601
(5) その他事業管理費	6,616	3,888
事業利益	89,831	116,050
3 事業外収益	44,803	567,071
(1) 受取出資配当金	35,599	545,572
(2) 賃貸料	7,587	8,921
(3) 雑収入	1,617	12,577
4 事業外費用	6,863	4,916
(1) 残留農薬果実廃棄処分費用	3,268	—
(2) 雑損失	3,595	4,916
経常利益	127,771	678,205
5 特別利益	12,917	1
(1) 固定資産処分益	149	1
(2) 子会社株式売却益	12,768	—
6 特別損失	0	187,510
(1) 固定資産処分損	0	10,864
(2) 事業再編に伴う費用	—	176,646
税引前当期利益	140,689	490,696
法人税・住民税及び事業税	41,287	2,621
過年度法人税等	△410	△3,614
法人税等調整額	1,591	10,245
法人税等合計	42,468	9,251
当期剰余金	98,221	481,444
当期首繰越剰余金	122,775	190,155
土地再評価差額金取崩額	—	5,296
当期未処分剰余金	220,997	676,897

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

### 3. 注記表 令和6年度

#### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法
- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
    - イ 子会社株式：移動平均法による原価法
    - ロ その他有価証券
      - ・時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
      - ・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法
  - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
    - 購入品（その他の生産資材・衣料品）、その他の棚卸資産
      - 売価還元法による低価法
    - 購入品（農業機械・自動車）
      - 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
    - 購入品（上記以外）
      - 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。）
  - ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。  
なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
  - ③ リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。  
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。  
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。  
すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した総務部等が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
  - ② 賞与引当金  
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。
  - ③ 退職給付引当金  
職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。認識すべき年金資産が、退職給付債務を超過する場合には、前払年金費用として資産の部に計上しています。  
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。
  - ④ 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。
  - ⑤ 特例業務負担金引当金  
旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和7年2月現在における令和14年3月までの将来見込額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗に応じて収益を認識しています。

④ 宅地等供給事業、不動産事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡し及び不動産賃貸の仲介サービス等によるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

⑤ カントリーエレベーター事業、果実流通センター事業、ラ・フランスセンター事業

カントリーエレベーター・共同選果場等の施設をそれぞれ設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。なお、残高がない項目については、「-」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を控除した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする「JA共同計算」を行っており、その計算には、当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

## 会計上の見積りに関する注記

### (1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当期の計算書類に計上した金額 26,955千円(繰延税金負債との相殺前)

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積りについては、令和7年3月の理事会において決議した第8次中期経営計画(案)を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### (2) 固定資産の減損

① 当期の計算書類に計上した金額はありません。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年3月の理事会において決議した第8次中期経営計画(案)を基礎として、算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

### (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,699,451千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物1,445,325千円 機械装置1,238,129千円 その他の有形固定資産15,995千円

### (2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、ATM10台についてはリース契約により使用しています。

### (3) 担保に供している資産

定期預金のうち、6,000,000千円をJAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、1,500,000千円を為替決済の担保にそれぞれ供しています。

### (4) 子会社等に対する金銭債権及び債務

子会社等に対する金銭債権の総額 3,240,604千円

子会社等に対する金銭債務の総額 403,261千円

### (5) 役員に対する金銭債権及び債務

理事、監事に対する金銭債権はありません。

理事、監事に対する金銭債務はありません。

### (6) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は7,882千円、危険債権額は43,504千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額は22,567千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 73,954 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

#### (7) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ① 再評価を行った年月日 平成 12 年 3 月 31 日
- ② 再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,320,378 千円
- ③ 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める、当該事業用土地の近隣の地価公示法第 6 条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格（公示価格）に合理的な調整を行って算出しました。

### 損益計算書に関する注記

#### (1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	122,225 千円
うち事業取引高	45,064 千円
うち事業取引以外の取引高	77,161 千円
② 子会社等との取引による費用総額	329,939 千円
うち事業取引高	294,797 千円
うち事業取引以外の取引高	35,141 千円

#### (2) 減損損失に関する注記

資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗について支所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所及び農業関連施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産はありません。

### 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

##### ② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

##### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

###### イ 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.98%上昇したものと想定した場合には、経済価値が182,332千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	38,685,314	38,583,375	△101,939
有価証券			
その他有価証券	3,155,260	3,155,260	—
貸出金	13,918,835		
貸倒引当金(*)	△42,047		
貸倒引当金控除後	13,876,788	13,882,103	5,315
その他の経済事業資産			
その他の未収金	2,077,310	2,077,310	—
資産計	57,794,674	57,698,049	△96,624
貯金	59,763,938	59,596,887	△167,050
譲渡性貯金	50,000	49,960	△39
負債計	59,813,938	59,646,847	△167,090

(\*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap. 以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

#### ハ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

#### ニ その他の未収金

その他の未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

#### 【負債】

#### イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### ③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	4,391,273

#### ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	38,685,314	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	—	300,000	—	3,300,000
貸出金(*1,2)	1,093,997	776,931	727,651	669,378	1,112,194	9,487,293
経済事業未収金(*3)	174,833	—	—	—	—	—
経済受託債権	116,124	—	—	—	—	—
その他の経済事業資産 その他の未収金	2,077,310	—	—	—	—	—
合計	42,147,581	776,931	727,651	969,378	1,112,194	12,787,293

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越 263,584 千円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(\*2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 51,387 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(\*3) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等 1,099 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

#### ⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	54,448,516	1,238,076	3,097,880	392,667	546,166	40,630
譲渡性貯金	50,000	—	—	—	—	—
合計	54,498,516	1,238,076	3,097,880	392,667	546,166	40,630

(\*) 要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

#### 有価証券に関する注記

##### (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	評価差額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	地 方 債	304,940	300,000	4,940
	政府保証債	200,790	199,170	1,619
	社 債	100,290	100,000	290
	小 計	606,020	599,170	6,849
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	1,569,990	2,122,816	△552,826
	地 方 債	648,730	699,775	△51,045
	社 債	330,520	398,692	△68,172
	小 計	2,549,240	3,221,284	△672,044
合 計	3,155,260	3,820,455	△665,195	

(2) 当期中に売却したその他有価証券  
当期中に売却したその他有価証券はありません。

(3) 当期中において、保有目的が変更となった有価証券  
当期中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

### 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため三井住友信託銀行との契約による確定給付型年金制度、及び全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

なお、前払年金費用及び退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	△181,528 千円
退職給付費用	56,651 千円
退職給付の支払額	△2,371 千円
確定給付型年金制度への拠出金	△17,321 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△13,107 千円
期末における前払年金費用	△157,677 千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表上に計上された前払年金費用の調整表

退職給付債務	554,557 千円
確定給付型年金制度	△491,023 千円
特定退職金共済制度	△221,211 千円
前払年金費用	△157,677 千円

(4) 退職給付に関する損益

勤務費用	56,651 千円
受入出向者に係る退職給付費用	86 千円
出向者に係る退職給付費用	△1,529 千円
退職給付費用	55,208 千円

(5) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金 8,404 千円を特例業務負担金引当金の取り崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 65,888 千円となっています。

## 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
特例業務負担金引当金	16,088 千円
減損損失(償却資産)	4,174 千円
減損損失(その他雑負債)	9,690 千円
その他有価証券評価差額金	183,992 千円
賞与引当金	4,884 千円
役員退職慰労引当金	4,216 千円
減損損失(土地)	8,848 千円
資産除去債務	4,623 千円
その他	6,286 千円
繰延税金資産小計	242,806 千円
評価性引当額	△215,851 千円
繰延税金資産合計 (A)	26,955 千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△43,613 千円
その他	△334 千円
繰延税金負債合計 (B)	△43,948 千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	△16,993 千円

### (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.14
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.40
住民税均等割額	1.67
評価性引当額の増減	0.34
過年度法人税、住民税及び事業税等	△0.29
その他	0.07
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.19%

### (3) 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.66%から28.38%に変更されます。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金負債(繰延税金資産の金額を控除した金額)は834千円増加し、法人税等調整額は834千円増加します。また、再評価に係る繰延税金負債は14,326千円増加し、土地再評価差額金は同額減少します。

## 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、天童市において保有する土地及び建物等を賃貸の用に供しています。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
1,018,268	850,757

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

## 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## 令和7年度

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法
- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
    - イ 子会社株式：移動平均法による原価法
    - ロ その他有価証券
      - ・時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
      - ・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法
  - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
    - 購買品（その他の生産資材・衣料品）、その他の棚卸資産
      - 売価還元法による低価法
    - 購買品（農業機械・自動車）
      - 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
    - 購買品（上記以外）
      - 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。）
  - ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。  
なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
  - ③ リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。  
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。  
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。  
すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した総務部等が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
  - ② 賞与引当金  
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。
  - ③ 退職給付引当金  
職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。認識すべき年金資産が、退職給付債務を超過する場合には、前払年金費用として資産の部に計上しています。  
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。
  - ④ 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。
  - ⑤ 特例業務負担金引当金  
旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和8年2月現在における令和14年3月までの将来見込額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗に応じて収益を認識しています。

④ 宅地等供給事業、不動産事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡し及び不動産賃貸の仲介サービス等によるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

⑤ カントリーエレベーター事業、果実流通センター事業、ラ・フランスセンター事業

カントリーエレベーター・共同選果場等の施設をそれぞれ設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。なお、残高がない項目については、「-」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を控除した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする「JA共同計算」を行っており、その計算には、当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

## 会計方針の変更に関する注記

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日)等を当事業年度の期首から適用しています。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当期の計算書類に計上した金額 31,148 千円(繰延税金負債との相殺前)

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積りについては、令和 7 年 5 月の総代会において決議した第 8 次中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当期の計算書類に計上した金額 160,587 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 7 年 5 月の総代会において決議した第 8 次中期経営計画を基礎として、算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 2,653,763 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 1,412,238 千円 機械装置 1,225,529 千円 その他の有形固定資産 15,995 千円

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、ATM 10 台についてはリース契約により使用しています。

(3) 担保に供している資産

定期預金のうち、6,000,000 千円を JAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、1,500,000 千円を為替決済の担保にそれぞれ供しています。

(4) 子会社等に対する金銭債権及び債務

子会社等に対する金銭債権の総額 4,337,285 千円

子会社等に対する金銭債務の総額 917,432 千円

(5) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び債務

理事、監事に対する金銭債権はありません。

理事、監事に対する金銭債務はありません。

(6) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 37,347 千円、危険債権額は 724 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権と見做すものとされています。

る債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額は19,404千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は57,476千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

#### (7) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ① 再評価を行った年月日 平成12年3月31日
- ② 再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,227,032千円
- ③ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める、当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格(公示価格)に合理的な調整を行って算出しました。

### 損益計算書に関する注記

#### (1) 子会社等との取引高の総額

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| ① 子会社等との取引による収益総額 | 132,631千円 |
| うち事業取引高           | 132,631千円 |
| ② 子会社等との取引による費用総額 | 441,822千円 |
| うち事業取引高           | 441,822千円 |

#### (2) 減損損失に関する注記

- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所及び農業関連施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は以下の通りです。

場所	用途	種類
成生支所	事務所	建物、構築物、器具備品
山口支所	事務所	建物、器具備品
南部支所	事務所	建物、土地
干布支所	事務所	建物、構築物、土地
蔵増支所	事務所	建物、構築物、器具備品、土地
旧ラ・フランスセンター(東側)	果実流通センター	土地

- ② 減損損失の認識に至った経緯

イ 成生支所・山口支所・南部支所・干布支所・蔵増支所については、事業再編に伴い、事業を廃止したことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

ロ 旧ラ・フランスセンター(東側)は、購買事業の倉庫を解体したことから、土地帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

場所	総額	土地	建物ほか	事業再編 関連負債 (解体費用)
成生支所	26,504	—	15,593	10,911
山口支所	26,296	—	16,593	9,702
南部支所	38,149	4,102	21,894	12,152
千布支所	24,683	6,536	7,583	10,563
蔵増支所	30,223	4,849	13,770	11,603
旧ラ・フランスセンター (東側)	14,730	14,730	—	—
合計	160,587	30,218	75,435	54,933

上記の総額 160,587 千円及びその他事業再編に伴う費用 16,058 千円を合計して特別損失に事業再編に伴う費用 176,646 千円を計上しています。

④ 回収可能価額の算定方法

土地の回収可能額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

建物ほかについては、各施設の廃止が決定しており、当該資産から将来キャッシュ・フローの創出が見込めないことから使用価値はありません。また、売却等による処分価額も見込めないため、個別資産ごとに回収可能額を 0 円としています。

**金融商品に関する注記**

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が 0.75% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 84,944 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

#### ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

#### ① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	40,576,815	40,452,639	△124,175
有価証券			
その他有価証券	2,882,410	2,882,410	—
貸出金	14,775,776		
貸倒引当金(*)	△42,816		
貸倒引当金控除後	14,732,959	14,632,094	△100,865
その他の経済事業資産			
その他の未収金	3,239,283	3,239,283	—
資産計	61,431,468	61,206,428	△225,040
貯金	61,255,991	61,030,305	△225,685
負債計	61,255,991	61,030,305	△225,685

(\*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

#### ② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

##### 【資産】

##### イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap. 以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

##### ロ 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

##### ハ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

##### ニ その他の未収金

その他の未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

##### 【負債】

##### イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	4,391,273

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	40,576,815	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	300,000	—	—	3,300,000
貸出金(*1,2)	1,119,031	764,103	712,088	1,155,693	591,700	10,395,087
経済事業未収金(*3)	226,833	—	—	—	—	—
経済受託債権	167,511	—	—	—	—	—
その他の経済事業資産 その他の未収金	3,239,283	—	—	—	—	—
合計	45,329,475	764,103	1,012,088	1,155,693	591,700	13,695,087

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越 253,319 千円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(\*2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 38,072 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(\*3) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等 603 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

④ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	56,200,907	2,746,276	1,435,298	442,205	398,669	32,634
合計	56,200,907	2,746,276	1,435,298	442,205	398,669	32,634

(\*) 要求払貯金については「1年以内」に含めています。

**有価証券に関する注記**

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	評価差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国債	1,382,220	2,110,938
	地方債	906,330	999,791
	社債	402,670	498,785
	政府保証債	191,190	199,267
合計	2,882,410	3,808,784	△926,374

(2) 当期中に売却したその他有価証券

当期中に売却したその他有価証券はありません。

(3) 当期中において、保有目的が変更となった有価証券

当期中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

## 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため三井住友信託銀行との契約による確定給付型年金制度、及び全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

なお、前払年金費用及び退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	△157,677千円
退職給付費用	△26,467千円
退職給付の支払額	△7,575千円
確定給付型年金制度への拠出金	△17,726千円
特定退職金共済制度への拠出金	△12,152千円
期末における前払年金費用	△221,598千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表上に計上された前払年金費用の調整表

退職給付債務	538,606千円
確定給付型年金制度	△546,823千円
特定退職金共済制度	△213,381千円
前払年金費用	△221,598千円

(4) 退職給付に関する損益

勤務費用	△26,467千円
受入出向者に係る退職給付費用	△12千円
退職給付費用	△26,480千円

(5) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金8,652千円を特例業務負担金引当金の取り崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は60,815千円となっています。

## 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
特例業務負担金引当金	14,941千円
減損損失(償却資産)	25,005千円
減損損失(その他負債)	18,740千円
その他有価証券評価差額金	262,905千円
賞与引当金	5,021千円
役員退職慰労引当金	5,454千円
減損損失(土地)	15,209千円
その他	7,297千円
繰延税金資産小計	354,574千円
評価性引当額	△323,426千円
繰延税金資産合計 (A)	31,148千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△62,889千円
その他	△343千円
繰延税金負債合計 (B)	△63,233千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	△32,085千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.05
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△29.11
事業分量配当金等の損金に算入される項目	△2.89
住民税均等割額	0.48
評価性引当額の増減	7.20
過年度法人税、住民税及び事業税等	△0.74
その他	△1.76
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.89%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額  
「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の27.66%から28.38%に変更されました。  
この税率変更により、当事業年度の繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）は1,209千円増加し、法人税等調整額が同額増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は14,200千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

### 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項  
当組合では、天童市において保有する土地及び建物等を賃貸の用に供しています。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
1,076,394	889,328

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。  
(注2) 当期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

### 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

#### 4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和6年度	令和7年度
1. 当期末処分剰余金	220,997,071	676,897,422
計	220,997,071	676,897,422
2. 剰余金処分額	30,841,081	190,026,418
(1) 利益準備金	20,000,000	100,000,000
(2) 出資配当金	10,841,081	10,663,818
普通出資に対する配当金	10,841,081	10,663,818
(3) 事業分量配当金	—	79,362,600
3. 次期繰越剰余金	190,155,990	486,871,004

(注) 1. 普通出資に対する配当金に対する配当の割合は、次のとおりです。

普通出資に対する配当の割合

令和6年度 1%

令和7年度 1%

2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。

令和7年度

事業分量配当金に対する基準は青果物（果物・そさい・花木）の販売金額に対し4%とします。

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和6年度 5,000千円

令和7年度 25,000千円

## 5. 部門別損益計算書

令和6年度

(単位：千円)

区 分	計	信 用 業	共 済 業	農 業 関 連 事 業	生 活 その他事業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	2,491,220	463,767	254,750	1,619,455	135,036	18,210	
事業費用 ②	1,323,205	123,202	21,842	1,046,084	78,406	53,669	
事業総利益③ (①-②)	1,168,015	340,564	232,907	573,371	56,630	△35,459	
事業管理費 ④	1,078,183	200,490	189,448	546,150	61,711	80,383	
（うち減価償却費⑤）	74,761	6,120	6,379	55,290	4,218	2,752	
（うち人件費 ⑤'）	805,593	172,130	161,693	367,576	35,827	68,367	
うち共通管理費 ⑥		55,526	51,031	127,445	10,576	19,830	△264,410
（うち減価償却費⑦）		2,410	2,215	5,531	459	860	△11,476
（うち人件費 ⑦'）		32,198	29,591	73,902	6,133	11,499	△153,325
事業利益 ⑧ (③-④)	89,831	140,074	43,459	27,220	△5,080	△115,842	
事業外収益 ⑨	44,803	5,943	15,271	19,995	1,470	2,122	
うち共通分 ⑩		5,943	5,461	13,640	1,132	2,122	△28,300
事業外費用 ⑪	6,863	670	596	5,241	123	231	
うち共通分 ⑫		648	596	1,489	123	231	△3,089
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	127,771	145,347	58,135	41,974	△3,733	△113,951	
特別利益 ⑭	12,917	2,681	2,464	6,304	510	957	
うち共通分 ⑮		2,681	2,464	6,154	510	957	△12,768
特別損失 ⑯	0	—	0	0	—	0	
うち共通分 ⑰		—	—	0	—	0	0
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	140,689	148,028	60,599	48,278	△3,223	△112,994	
営農指導事業分配賦額⑲		31,977	21,920	53,785	5,310	△112,994	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	140,689	116,050	38,678	△5,506	△8,533		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等 総支給割及び人頭割
- (2) 営農指導事業 営農指導部門を除く事業総利益割の平均値

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。（単位：%）

区 分	信 用 業	共 済 業	農 業 関 連 事 業	生 活 その他事業	営 農 指 導 事 業	計
共通管理費等	21.0%	19.3%	48.2%	4.0%	7.5%	100.0%
営農指導事業	28.3%	19.4%	47.6%	4.7%		100.0%

3. 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	計	信 用 業	共 済 業	経 済 業	共 通 資 産
事業別の総資産	68,404,337	56,279,308	335	3,305,040	8,819,651
総資産（共通資産配分後） （うち固定資産）	68,404,337 (4,160,312)	58,131,435 (873,666)	1,702,528 (802,940)	8,570,372 (2,483,706)	

令和7年度

(単位：千円)

区 分	計	信 用 業	共 済 業	農 業 関 連 事 業	生 活 其 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	2,567,518	571,849	253,014	1,584,406	141,288	16,960	
事業費用 ②	1,395,472	212,555	25,715	1,021,071	82,740	53,388	
事業総利益③ (①-②)	1,172,046	359,293	227,298	563,335	58,547	△36,428	
事業管理費 ④	1,055,996	195,142	175,086	566,599	42,558	76,608	
(うち減価償却費⑤)	75,943	6,179	5,725	57,396	4,283	2,538	
(うち人件費 ⑤')	756,737	164,299	147,566	350,333	28,696	65,840	
うち共通管理費 ⑥		60,732	53,729	164,746	12,496	20,968	△312,672
(うち減価償却費⑦)		1,994	1,739	6,114	579	664	△11,091
(うち人件費 ⑦')		29,755	26,291	71,256	5,745	10,314	△143,364
事業利益 ⑧ (③-④)	116,050	164,150	52,212	△3,264	15,988	△113,037	
事業外収益 ⑨	567,071	128,762	112,264	248,906	34,254	42,883	
うち共通分 ⑩		128,762	112,264	247,830	33,556	42,883	△565,297
事業外費用 ⑪	4,916	1,106	964	2,265	213	367	
うち共通分 ⑫		1,106	964	2,265	213	367	△4,916
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	678,205	291,807	163,512	243,377	50,029	△70,521	
特別利益 ⑭	1	0	0	1	0	0	
うち共通分 ⑮		0	0	1	0	0	△1
特別損失 ⑯	187,510	13,716	7,200	151,557	5,752	9,283	
うち共通分 ⑰		8,321	7,200	103,712	4,272	2,751	△126,257
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	490,696	278,090	156,312	91,820	44,277	△79,804	
営農指導事業分配賦額⑲		23,702	15,003	37,189	3,910	△79,804	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	490,696	254,388	141,309	54,631	40,366		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等 総支給割及び人頭割
- (2) 営農指導事業 営農指導部門を除く事業総利益割の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。(単位：%)

区 分	信 用 業	共 済 業	農 業 関 連 事 業	生 活 其 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共通管理費等	19.4%	17.2%	52.7%	4.0%	6.7%	100.0%
営農指導事業	29.7%	18.8%	46.6%	4.9%		100.0%

3. 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	計	信 用 業	共 済 業	経 済 業	共 通 資 産
事業別の総資産	71,846,256	58,817,153	150	4,254,609	8,774,342
総資産(共通資産配分後) (うち固定資産)	71,846,256 (4,063,948)	60,519,376 (788,405)	1,509,337 (698,999)	9,817,542 (2,576,543)	

## 6. 財務諸表の正確性等にかかる確認（要請及び取り組み方針）

### 確認書

- 1 私は、当JAの令和7年3月1日から令和8年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年6月22日  
天童市農業協同組合  
代表理事組合長 大石 貞義

## 7. 会計監査人の監査

令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、奥山吉行公認会計士事務所 公認会計士 奥山吉行氏並びに奥山直紀公認会計士事務所 公認会計士 奥山直紀氏の監査を受けております。

## Ⅱ 損益の状況

### 1. 最近の5事業年度の主要な経営指標 (単位：千円、口、人、%)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益 (事業収益)	3,748,977	3,206,394	2,455,367	2,491,220	2,567,518
信用事業収益	464,338	424,515	425,629	463,767	571,849
共済事業収益	339,907	308,196	281,449	254,750	253,014
農業関連事業収益	2,528,096	2,329,316	1,599,120	1,619,455	1,584,406
その他事業収益	416,634	144,364	149,167	153,246	158,248
経常利益	109,607	131,055	153,588	127,771	678,205
当期剰余金	53,106	40,130	99,192	98,221	481,444
出資金 (出資口数)	1,135,410 (113,541)	1,125,470 (112,547)	1,113,250 (111,325)	1,096,040 (109,604)	1,082,980 (108,298)
純資産額	5,284,156	5,030,819	5,050,920	4,901,430	5,078,734
総資産額	69,513,220	68,789,004	68,573,752	68,404,337	71,846,256
貯金等残高	61,138,882	60,426,767	60,351,309	59,813,938	61,255,991
貸出金残高	12,848,103	12,450,851	13,800,423	13,918,835	14,775,776
有価証券残高	3,836,520	3,554,630	3,388,500	3,155,260	2,882,410
剰余金配当金額	11,248	11,132	10,992	10,841	90,026
出資配当額	11,248	11,132	10,992	10,841	10,663
職員数	174	152	145	144	144
単体自己資本比率	13.00%	12.64%	12.51%	12.48%	14.44%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。  
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。  
 3. 信託業務の取り扱いはありません。  
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

### 2. 利益総括表 (単位：千円、%)

項目	令和6年度	令和7年度	増減
資金運用収支	375,118	399,225	24,107
役務取引等収支	△13,155	△13,409	△254
その他信用事業収支	△21,398	△26,522	△5,124
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	340,564 (0.60)	359,293 (0.61)	18,729 (0.01)
事業粗利益 (事業粗利益率)	1,135,824 (1.66)	1,662,172 (2.31)	526,348 (0.65)
事業純益	57,641	603,107	545,466
実質事業純益	57,641	606,176	548,535
コア事業純益	57,641	606,176	548,535
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	57,641	606,176	548,535

### 3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	55,009,439	405,623	0.73	55,525,828	513,324	0.92
うち預金	37,083,829	234,826	0.63	37,198,399	312,017	0.83
うち有価証券	3,832,093	20,787	0.54	3,820,423	20,877	0.54
うち貸出金	14,093,517	150,010	1.06	14,507,006	180,430	1.24
資金調達勘定	59,207,687	28,813	0.04	59,420,010	112,599	0.18
うち貯金・定期積金	59,202,673	28,813	0.04	59,418,515	112,599	0.18
うち借入金	5,014	—	—	1,495	—	—
総資金利ざや			0.45			0.52

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回+経費率)  
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

### 4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受 取 利 息	33,541	107,701
うち預金	49,892	77,191
うち有価証券	△477	90
うち貸出金	△15,874	30,420
支 払 利 息	25,504	83,786
うち貯金・定期積金	25,504	83,786
うち借入金	—	—
差 引	8,037	23,915

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。  
 2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

### Ⅲ 事業の概況

#### 1. 信用事業

##### (1) 貯金に関する指標

###### ① 科目別貯金平均残高

(単位：千円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
流動性貯金	33,349,931 (56.33)	33,695,756 (56.70)	345,825
定期性貯金	25,790,294 (43.56)	25,700,091 (43.25)	△90,203
その他の貯金	21,763 (0.04)	22,667 (0.04)	904
計	59,161,989 (99.93)	59,418,515 (99.98)	256,526
譲渡性貯金	40,684 (0.07)	9,315 (0.02)	△31,369
合 計	59,202,674 (100)	59,427,830 (100)	225,156

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金  
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金  
 3. ( ) 内は構成比です。

###### ② 定期貯金残高

(単位：千円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
定期貯金	24,410,531 (100)	25,351,658 (100)	941,126
うち固定金利定期	24,396,289 (99.94)	25,335,333 (99.94)	939,044
うち変動金利定期	14,241 (0.06)	16,324 (0.06)	2,082

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金  
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金  
 3. ( ) 内は構成比です。

##### (2) 貸出金等に関する指標

###### ① 科目別貸出金平均残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
手形貸付	43,353	43,000	△353
証書貸付	13,307,543	13,976,903	669,360
当座貸越	338,374	337,102	△1,271
金融機関貸付	404,246	150,000	△254,246
合 計	14,093,517	14,507,006	413,488

###### ② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
固定金利貸出	5,576,482 (40.06)	5,526,845 (37.40)	△49,637
変動金利貸出	8,342,353 (59.94)	9,248,931 (62.60)	906,577
合 計	13,918,835 (100)	14,775,776 (100)	856,940

- (注) ( ) 内は構成比です。

## ③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯金・定期積金等	103,902	98,803	△5,098
不動産	92,684	71,271	△21,412
その他担保物	—	—	—
小 計	196,587	170,075	△26,511
農業信用基金協会保証	8,181,697	8,716,035	534,337
その他保証	2,117,256	2,551,795	434,538
小 計	10,298,954	11,267,830	968,876
信 用	3,423,293	3,337,870	△85,423
合 計	13,918,835	14,775,776	856,940

## ④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

## ⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
設備資金	11,305,533 (81.22)	12,190,983 (82.51)	885,449
運転資金	2,613,301 (18.78)	2,584,792 (17.49)	△28,508
合 計	13,918,835 (100)	14,775,776 (100)	856,940

(注) ( ) 内は構成比です。

## ⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：千円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農業	2,849,091 (20.47)	2,790,216 (18.88)	△58,875
林業	14,486 (0.10)	13,973 (0.09)	△513
製造業	1,037,036 (7.45)	1,281,300 (8.67)	244,263
鉱業	49,023 (0.35)	88,483 (0.60)	39,459
建設・不動産業	1,675,357 (12.04)	1,588,568 (10.75)	△86,788
電気・ガス・熱供給水道業	122,398 (0.88)	143,896 (0.97)	21,498
運輸・通信業	263,595 (1.89)	371,687 (2.52)	108,092
卸売・小売・サービス業・飲食業	3,855,435 (27.70)	3,992,995 (27.02)	137,560
金融・保険業	166,592 (1.20)	165,355 (1.12)	△1,236
地方公共団体	527,660 (3.79)	480,981 (3.26)	△46,678
その他	3,358,157 (24.13)	3,858,316 (26.12)	500,158
合 計	13,918,835 (100)	14,775,776 (100)	856,940

(注) ( ) 内は構成比です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農業	726,530	736,596	10,066
穀作	114,204	94,714	△19,489
野菜・園芸	32,447	26,296	△6,151
果樹・樹園農業	318,646	298,151	△20,494
養豚・肉牛・酪農	69,756	61,696	△8,060
その他農業	191,475	255,737	64,262
合 計	726,530	736,596	10,066

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プロパー資金	664,506	684,394	19,887
農業制度資金	62,023	52,202	△9,821
農業近代化資金	33,180	27,751	△5,429
その他制度資金	28,843	24,451	△4,392
合 計	726,530	736,596	10,066

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

該当する取引はありません。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況 (単位：千円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6年度	7,882	—	7,882	—	7,882
	7年度	37,347	—	37,347	—	37,347
危険債権	6年度	43,504	—	41,514	1,990	43,504
	7年度	724	—	724	—	724
要管理債権	6年度	22,567	—	22,701	68	22,769
	7年度	19,404	—	19,543	58	19,602
三月以上延滞債権	6年度	—	—	—	—	—
	7年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	6年度	22,567	—	22,701	68	22,769
	7年度	19,404	—	19,543	58	19,602
小計	6年度	73,954	—	72,098	2,058	74,146
	7年度	57,476	—	57,615	58	57,674
正常債権	6年度	13,858,655				
	7年度	14,734,778				
合計	6年度	13,932,610				
	7年度	14,792,255				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権  
4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権  
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権  
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補填契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位：千円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	40,493	40,057	—	40,493	40,057	40,057	42,816	—	40,057	42,816
個別貸倒引当金	2,042	1,990	—	2,042	1,990	1,990	—	1,990	—	—
合 計	42,535	42,047	—	42,535	42,047	42,047	42,816	1,990	40,057	42,816

⑪ 貸出金償却の額 (単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
貸出金償却額	—	1,990

(3) 内国為替取扱実績 (単位：千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	29,191	67,933	28,045	67,890
	金 額	52,613,614	58,288,265	65,779,210	75,094,402
代金取立為替	件 数	—	—	—	1
	金 額	—	—	—	1,029
雑 為 替	件 数	721	637	530	591
	金 額	815,660	76,656	813,418	53,891
合 計	件 数	29,912	68,570	28,575	68,482
	金 額	53,429,275	58,364,921	66,592,628	75,149,323

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高 (単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
国 債	2,134,661	2,122,783	△11,878
地 方 債	999,760	999,776	16
政府保証債	199,074	199,171	97
金 融 債	—	—	—
社 債	498,599	498,693	94
合 計	3,832,094	3,820,423	△11,671

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種類	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
令和6年度								
国債	—	—	—	—	—	1,569,990	—	1,569,990
地方債	—	—	202,120	—	496,540	255,010	—	953,670
政府保証債	—	—	—	—	200,790	—	—	200,790
社債	—	—	100,290	—	—	330,520	—	430,810
令和7年度								
国債	—	—	—	—	451,050	931,170	—	1,382,220
地方債	—	199,620	—	—	472,300	234,410	—	906,330
政府保証債	—	—	—	—	191,190	—	—	191,190
社債	—	99,140	—	—	—	303,530	—	402,670

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

該当する取引はありません。

[その他有価証券]

(単位：千円)

	種類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券	606,020	599,170	6,849	—	—	—
	地方債	304,940	300,000	4,940	—	—	—
	社債	100,290	100,000	290	—	—	—
	政保債	200,790	199,170	1,619	—	—	—
	小計	606,020	599,170	6,849	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券	2,549,240	3,221,284	△672,044	2,882,410	3,808,784	△926,374
	国債	1,569,990	2,122,816	△552,826	1,382,220	2,110,938	△728,718
	地方債	648,730	699,775	△51,045	906,330	999,791	△93,461
	社債	330,520	398,692	△68,172	402,670	498,785	△96,115
	政保債	—	—	—	191,190	199,267	△8,077
小計	2,549,240	3,221,284	△672,044	2,882,410	3,808,784	△926,374	
合計		3,155,260	3,820,455	△665,195	2,882,410	3,808,784	△926,374

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

## 2. 共済取扱実績

### (1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終身共済	4,067	27,225,646	4,001	25,964,077
	定期生命共済	125	1,329,900	135	1,459,000
	養老生命共済	1,356	9,104,129	1,224	7,896,800
	うち、こども共済	798	3,789,900	772	3,493,400
	医療共済	3,447	536,875	3,391	506,175
	がん共済	596	96,000	676	80,500
	定期医療共済	224	187,900	213	180,100
	介護共済	257	361,464	277	425,076
	認知症共済	60		60	
	生活障害共済	35		36	
	特定重度疾病共済	273		288	
	年金共済	2,260	—	2,126	—
建物更生共済		6,007	90,624,044	5,885	89,441,022
合 計		18,707	129,465,960	18,312	125,952,752

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

### (2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
医療共済	3,447	9,269	8,388		
		301,099	313,033		
がん共済	596	3,435	676	2,748	
		—		23,270	
定期医療共済	224	960	213	910	
合 計	4,267	13,664	12,046		
		301,099	336,303		

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

### (3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
介護共済	257	525,803	277	610,468	
認知症共済	60	84,100	60	84,100	
生活障害共済(一時金型)	13	80,600	12	78,500	
生活障害共済(定期年金型)	22	22,400	24	24,900	
特定重度疾病共済	273	391,000	288	414,700	

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

## (4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	1,202	572,584	1,105	522,924
年金開始後	1,058	521,789	1,021	497,162
合 計	2,260	1,094,374	2,126	1,020,086

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

## (5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度			令和7年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	1,057	14,605,960	14,838	1,063	14,820,460	14,830
自動車共済	6,797		291,747	7,163		311,966
傷害共済	6,109	22,017,500	40,738	5,534	19,619,000	38,717
賠償責任共済	264		1,071	253		1,137
自賠責共済	2,400		41,016	2,746		47,114
合 計	16,627		389,411	16,759		413,767

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

## 3. 農業・生活その他事業取扱実績

## (1) 買取購買品取扱実績

## ①買取購買品（生産資材）

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	供給高	手数料	供給高	手数料
肥 料	203,309	43,548	206,288	43,077
飼 料	222,038	3,551	195,746	3,068
農 薬	422,259	95,341	439,349	107,940
温床資材	1,522	382	1,642	375
農業機械	41,028	835	114,274	2,413
石 油 類	54,360	6,216	56,530	5,038
自 動 車	10,726	40	19,444	212
包装資材	121,886	29,678	104,915	24,456
そ の 他	277,014	36,534	275,553	37,403
合 計	1,354,146	216,128	1,413,746	223,986

(注) 供給高には、内部取引額が含まれています。  
供給高は代理人取引を含めて総額で記載しています。

## ②買取購買品（生活物資）

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	供給高	粗収益（手数料）	供給高	粗収益（手数料）
食 品	239,096	10,819	252,474	11,648
衣 料 品	1,635	207	1,019	152
そ の 他	59,343	7,223	41,410	5,160
合 計	300,076	18,250	294,904	16,962

(注) 供給高には、内部取引額が含まれています。  
供給高は代理人取引を含めて総額で記載しています。

## (2) 受託販売品取扱実績

## ①受託販売品

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	1,515,422	61,043	2,035,076	80,729
雑 穀	18,597	654	9,846	383
果 実	2,160,002	66,693	1,943,263	58,819
野 菜	55,263	1,547	50,562	1,415
花 き	14,199	397	13,514	378
畜 産 物	802,671	6,396	710,024	5,722
合 計	4,566,157	136,733	4,762,288	147,449

## (3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 益	保 管 料	19,168	19,888
	そ の 他 の 収 益	2,887	4,254
	計	22,056	24,142
費 用	倉 庫 労 務 費	2,002	1,520
	水 道 光 熱 費	3,634	4,686
	そ の 他 の 費 用	4,417	4,800
	計	12,002	11,007

## 4. 指導事業

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 入	賦課金収入	6,150	5,998
	指導補助金	4,783	5,370
	実費収入	7,275	5,591
	計	18,210	16,960
支 出	営農改善費	52,644	51,980
	生活文化費	1,024	1,408
	計	53,669	53,388

## IV 経営諸指標

### 1. 利益率 (単位：%)

項目	令和6年度	令和7年度	増減
総資産経常利益率	0.18	0.94	0.76
資本経常利益率	2.60	13.35	10.75
総資産当期純利益率	0.14	0.67	0.53
資本当期純利益率	1.86	9.13	7.27

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
 2. 資本経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100  
 3. 総資産当期純利益率  
 =当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
 4. 資本当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

### 2. 貯貸率・貯証率 (単位：%)

区分		令和6年度	令和7年度	増減
貯貸率	期末	23.27	24.12	0.85
	期中平均	23.80	24.41	0.61
貯証率	期末	5.27	4.70	△0.57
	期中平均	6.47	6.42	△0.05

- (注) 1. 貯貸率(期末)=貸出金残高/貯金残高×100  
 2. 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高/貯金平均残高×100  
 3. 貯証率(期末)=有価証券残高/貯金残高×100  
 4. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高/貯金平均残高×100

### 3. 職員一人当たり指標 (単位：千円)

項目		令和6年度	令和7年度
信用事業	貯金残高	415,374	425,388
	貸出金残高	96,658	102,609
共済事業	長期共済保有高	899,069	874,671
経済事業	購買品取扱高	11,487	11,865
	販売品取扱高	31,709	33,071

### 4. 一店舗当たり指標 (単位：千円)

項目	令和6年度	令和7年度
貯金残高	59,813,938	61,255,991
貸出金残高	13,918,835	14,775,776
長期共済保有高	129,465,960	125,952,752
購買品供給高	236,317	244,092

## V 自己資本の充実の状況

### 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和7年度	令和6年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4,668,507	4,289,712
うち、出資金及び資本準備金の額	1,091,106	1,104,166
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	3,683,897	3,207,997
うち、外部流出予定額 (△)	90,026	10,841
うち、上記以外に該当するものの額	△16,470	△11,610
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	43,998	40,929
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	43,998	40,929
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	4,712,506	4,330,641
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	7,944	13,341
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	7,944	13,341
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	221,598	157,677
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—

項 目	令和7年度	令和6年度
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	229,543	171,019
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ)	4,482,962	4,159,622
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	29,272,808	31,196,745
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	-	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		1,816,456
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		1,816,456
うち、上記以外に該当するものの額		-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	
勘定間の振替分	-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,752,927	2,118,798
信用リスク・アセット調整額		-
フロア調整額	-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額		-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	31,025,736	33,315,543
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	14.44%	12.48%

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2025年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳 (単位：千円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 <sup>a</sup>	所要自己 資本額 b=a×4%
	現金	300,872	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,128,314	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	1,529,958	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機関向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	299,067	9,959	398
	地方三公社向け	199,693	20,037	801
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	38,693,737	7,738,747	309,549
	法人等向け	3,596,215	3,436,372	137,454
	中小企業等向け及び個人向け	301,898	196,056	7,842
	抵当権付住宅ローン	937,350	187,512	7,500
	不動産取得等事業向け	65,629	63,174	2,526
	三月以上延滞等	1,025	—	—
	取立未済手形	6,678	1,335	53
	信用保証協会等保証付	8,189,073	805,124	32,204
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	共済貸付	—	—	—
	出資等	455,925	455,925	18,237
	(うち出資等のエクスポージャー)	455,925	455,925	18,327
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
	上記以外	10,415,458	16,466,042	658,641
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	4,086,003	10,215,007	408,600
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	6,329,455	6,251,034	250,041
	証券化	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—

		令和6年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
	経過措置によりリスク・アセットの額ご算入されるものの額	—	1,816,456	72,658
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額ご算入されなかったものの額 (△)	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	67,120,900	31,196,745	1,247,869
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—
	中央清算機関等連エクスポージャー	—	—	—
	合計 (信用リスク・アセットの額)	67,120,900	31,196,745	1,247,869
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b = a × 4%
		2,118,798		84,751
所要自己資本計		リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
		a		b = a × 4%
		33,315,543		1,332,621

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。  
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>  

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%}{\text{直近3年間の合計額}} \div 8\%$$
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

## ②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

		令和7年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	300,797	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,116,437	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	1,483,128	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	299,196	9,963	398
	地方三公社向け	199,728	20,037	801
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	42,117,899	8,455,229	338,209
	(うち第一種金融商品取引業者及	—	—	—

	び保険会社向け)			
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	3,712,500	3,552,636	142,105
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	900,792	741,283	29,651
	（うちトランザクター向け）	710	319	12
	不動産関連向け	4,654,926	3,249,211	129,968
	（うち自己居住用不動産等向け）	2,089,366	1,051,724	42,068
	（うち賃貸用不動産向け）	1,480,986	1,546,782	61,871
	（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
	（うちその他不動産関連向け）	1,084,573	650,704	26,028
	（うちADC向け）	—	—	—
	劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	676	109	4
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
	取立未済手形	16,970	3,394	135
	信用保証協会等による保証付	8,725,070	859,873	34,394
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	株式等	455,925	455,925	18,237
	共済約款貸付	—	—	—
	上記以外	5,795,323	11,925,143	477,005
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	4,086,546	10,216,366	408,654
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	1,708,776	1,708,766	68,351
	証券化	—	—	—
	（うちSTC要件適用分）	—	—	—
	（短期STC要件適用分）	—	—	—
	（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—
	（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
	（うちルックスルー方式）	—	—	—
	（うちマンドート方式）	—	—	—

	(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	70,779,374	29,272,808	1,170,912
	CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	—	—	—
	中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—
	合計(信用リスク・アセットの額)	70,779,374	29,272,808	1,170,912
	マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 <簡易方式又は標準的方式>	マーケット・リスク相当額をの合計額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		—		—
	オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		1,752,927		70,117
	所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		31,025,736		1,241,029

### ③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,752,927
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	70,117
B I	1,168,618
B I C	140,234

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

### 3. 信用リスクに関する事項

#### ① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高 (単位：千円)

	令和7年度				令和6年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち		延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち		延滞エクスポージャー
		貸出金等	うち債券			貸出金等	うち債券	
法人	農業	58,064	58,064	—	57,297	57,297	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	100,187	—	100,187	—	100,187	—	100,187
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	598,568	—	598,568	—	598,377	—	598,377
	金融・保険業	35,425,522	151,199	—	—	34,490,152	150,655	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	7,947,054	1,086,507	—	—	5,514,042	1,153,123	—
	日本国政府・地方公共団体	3,599,282	482,029	3,117,252	—	3,657,909	528,795	3,129,113
	上記以外	3,572,678	62,663	—	—	2,292,783	58,860	—
	個人	13,077,170	12,952,937	—	676	12,119,361	11,983,878	—
その他	6,400,846	—	—	—	8,290,788	—	—	—
業種別残高計	70,779,374	14,793,402	3,816,007	676	67,120,900	13,932,610	3,827,678	1,025
残存期間別残高計	1年以下	42,101,037	299,635	—	37,757,914	288,648	—	—
	1年超3年以下	543,082	242,896	300,186	1,216,558	216,555	—	—
	3年超5年以下	1,057,657	1,057,657	—	1,310,137	1,009,950	300,186	—
	5年超7年以下	325,319	325,319	—	411,982	411,982	—	—
	7年超10年以下	2,600,737	1,359,321	1,241,415	1,963,209	1,262,956	700,252	—
	10年超	13,695,529	11,421,124	2,274,405	13,425,346	10,598,106	2,827,239	—
	期限の定めのないもの	10,456,010	87,447	—	11,035,751	144,410	—	—
残存期間別残高計	70,779,374	14,793,402	3,816,007	676	67,120,900	13,932,610	3,827,678	1,025

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
  - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
  - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位：千円)

区 分	令和7年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	40,929	43,998	—	40,929	43,998	41,306	40,929	—	41,306	40,929
個別貸倒引当金	3,015	603	1,990	1,025	603	4,664	3,015	—	4,664	3,015

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額 (単位：千円)

区 分	令和7年度						令和6年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個人	3,015	603	1,990	1,025	603	1,990	4,664	3,015	—	4,664	3,015
業種別計	3,015	603	1,990	1,025	603	1,990	4,664	3,015	—	4,664	3,015	

(注) 当J Aでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和7年度]

(単位：千円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	300,797	—	300,797	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	2,116,437	—	2,116,437	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	1,483,128	—	1,483,128	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—

国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	299,196	—	299,196	—	9,963	3
地方三公社向け	20	199,728	—	199,728	—	20,037	10
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	42,117,899	—	42,117,899	—	8,455,229	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	3,712,500	—	3,712,500	—	3,552,636	96
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	899,645	11,462	854,626	1,146	741,283	87
（うちトランザクター向け）	45	—	7,100	—	710	319	45
不動産関連向け	20～150	4,654,926	—	4,623,217	—	3,249,211	70
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	2,089,366	—	2,065,583	—	1,051,724	51
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	1,480,986	—	1,473,125	—	1,546,782	105
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	1,084,573	—	1,084,508	—	650,704	60
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	73	—	73	—	109	149
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	16,970	—	16,970	—	3,394	20
信用保証協会等による保証付	0～10	8,725,070	—	8,598,733	—	859,873	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	455,925	—	455,925	—	455,925	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	5,795,323	—	5,795,323	—	11,925,143	206
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係る）	250～400	—	—	—	—	—	—

エクスポージャー)								
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	4,086,546	—	4,086,546	—	10,216,366	250	
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	—	—	—	—	—	—	
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	1,708,776	—	1,708,776	—	1,708,776	100	
証券化	—	—	—	—	—	—	—	
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—	
(短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—	
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—	
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—	
再証券化	—	—	—	—	—	—	—	
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—	—	
合計(信用リスク・アセットの額)	—	—	—	—	—	29,272,808	—	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額  
令和7年度 (単位：千円)

	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF/信用リスク削減手法的用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,116,437					0	2,116,437						
外国の中央政府及び中央銀行向け													
国際決済銀行等向け													
我が国の地方公共団体向け	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,483,128						0	1,483,128					
地方公共団体金融機構向け													
我が国の政府関係機関向け	199,566	99,630					0	299,196					
地方三公社向け	99,541		100,187				0	199,728					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け													
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け (うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	41,801,401	316,497						1	42,117,899				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け													
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。) (うち特定貸付債権向け)	199,829					3,512,671			0	3,712,500			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等 株式等				455,925				0	455,925				
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け (うちトランザクター向け)	710		195,748		485,612		173,703		855,773				
	710						0		710				
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	50%	62.5%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	94,030										1,160,630	810,923	2,065,583
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け									1,473,125		0	1,473,125	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け													
	60%	その他	合計										
不動産関連向け うちその他不動産関連向け		1,084,508		0								1,084,508	
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け うちADC向け													
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。) 自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞		0			9		64					73	
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	300,797						0					300,797	
取立未済手形				16,970					0			16,970	
信用保証協会等による保証付	0		8,596,901						1,832			8,598,733	
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付													
共済約款貸付													

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高  
(単位：千円)

		令和6年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	—	4,515,351	4,515,351
	リスク・ウェイト2%	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	8,150,836	8,150,836
	リスク・ウェイト20%	199,803	39,737,627	39,937,431
	リスク・ウェイト35%	—	305	305
	リスク・ウェイト50%	—	862	862
	リスク・ウェイト75%	—	263,398	263,398
	リスク・ウェイト100%	—	11,983,003	11,983,003
	リスク・ウェイト150%	—	163	163
	リスク・ウェイト250%	—	4,086,003	4,086,003
	その他	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—
計		199,803	68,737,552	68,937,356

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

リスク・ウェイト区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与信相 当額の合計額 (CCF・信用リスク削 減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	56,474,345	—	—	56,284,277
40%～70%	1,084,573	7,100	10%	1,085,218
75%	1,359,901	2,766	10%	1,356,379
80%	—	—	—	—
85%	112,938	—	—	112,938
90%～100%	3,999,546	100	10%	3,998,283
105%～130%	1,480,986	—	—	1,473,125
150%	9	—	—	9
250%	455,925	—	—	455,925
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	14,074	1,495	10%	14,224
合計	64,982,301	11,462	10%	64,780,382

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

#### 4. 信用リスク削減手法に関する事項

##### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がAーまたはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がAーまたはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBBーまたはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

## ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリバ ティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	199,469	—
地方三公社向け	—	99,506	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—
抵当権住宅ローン	—	937,024	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	37,000	—	—
合計	37,000	1,236,000	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：千円)

	令和 7 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリバ ティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	199,566	—
地方三公社向け	—	99,541	—
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含 む。）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	37,000	9,601	—
自己居住用不動産等向け	—	904,479	—
賃貸用不動産向け	—	—	—

事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	37,000	1,213,188	—

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
  - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
  - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
  - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項  
該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項  
該当する取引はありません。

## 7. CVAリスクに関する事項

CVA リスク相当額の算出に使用する手法 (SA—CVA、完全な BA—CVA、限定的な BA—CVA 又は簡便法をいう。) の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVA リスク相当額は「簡便法」により算出しており、主に非清算 OTC デリバティブ取引 (金利スワップ、通貨スワップ) が対象となります。

CVA リスクの特性及び CVA に関するリスク管理体制の概要 (CVA リスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。)

CVA リスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行ってまいります。

## 8. マーケット・リスクに関する事項

### ◇リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

## 9. オペレーショナル・リスクに関する事項

### ◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

○リスク管理方針

○オペレーショナル・リスクの総合的な管理にかかる自己資本充実度の評価基準

○事務リスク管理規程

○情報セキュリティ基本規程

### ◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC および FC の額は告示第 249 条に定められた方法に基づき算出しております。

### ◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無  
該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

## 10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

### ① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

- ①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等、適切な業況把握に努めています。
- ②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
- ③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### ② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和7年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	4,391,273	4,391,273	4,391,273	4,391,273
合計	4,391,273	4,391,273	4,391,273	4,391,273

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### ③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

	令和7年度			令和6年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
	—	—	—	—	—	—

- ④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額  
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)  
(単位：千円)

令和7年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額  
(子会社・関連会社株式の評価損益等)  
(単位：千円)

令和7年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

### 1 1. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和7年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

### 1 2. 金利リスクに関する事項

#### ① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

#### ◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

5・8・11・2月末を基準日として、四半期でIRRBBを計測しています。

#### ◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションに

かかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。
  - ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
  - ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提  
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
  - ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
  - ・複数の通貨の集計方法およびその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
  - ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
  - ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用していません。
  - ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。
- ◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- ・金利ショックに関する説明  
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
  - ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点  
特段ありません。

## ② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	120	197	78	88
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—
3	スティープ化	215	283		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	79	101		
7	最大値	215	283	88	88
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,482		4,159	



## VI 連結情報

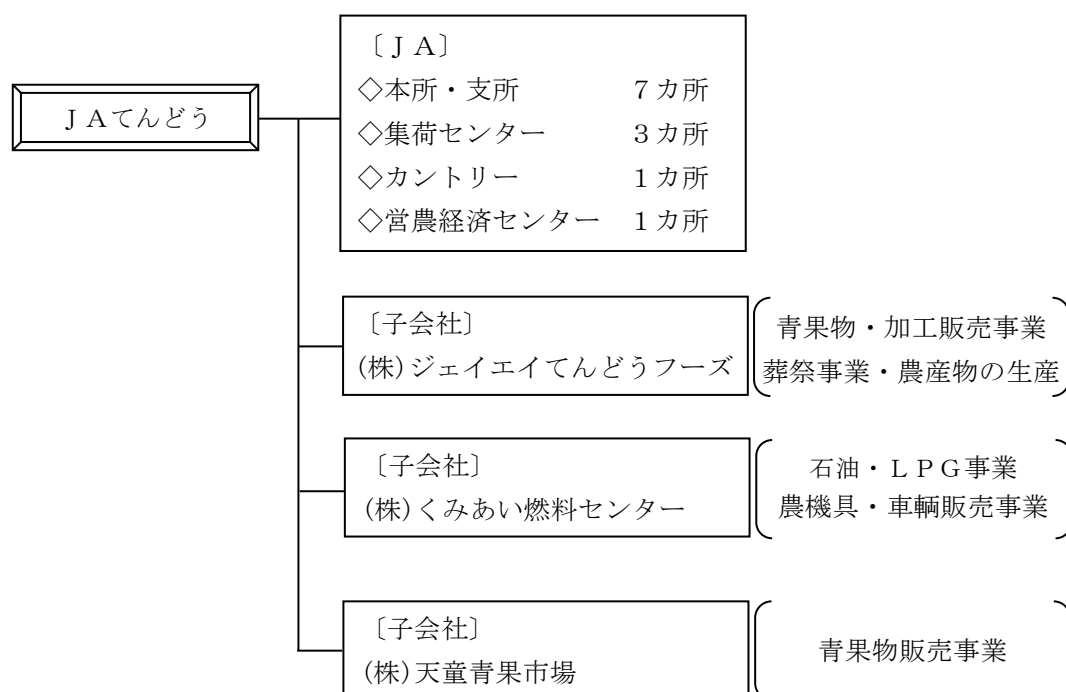
### 1. グループの概況

#### (1) グループの事業系統図

J Aてんどうグループは、当 J A、子会社 3 社（子法人等を除く）で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は 3 社です。

なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



## (2) 子会社等の状況

(単位：百万円、%)

名 称	主たる営業所又は事務所の所在地	事業の内容	設 立 年月日	資本金	当J Aの 議決権比率	他の子会社等 の議決権比率
(株)ジェイエイトンドウフーズ	天童市蔵増 1475-10	果実・野菜等の販売他	H13.4.2	50	99.40	99.40
(株)くみあい燃料センター	天童市糠塚 2-10-30	石油類及びLPG製造販売他	S53.6.1	95	100.00	100.00
(株)天童青果市場	天童市糠塚 2-10-7	果実・野菜等の販売他	H13.4.2	55	90.90	90.90

## (3) 連結事業概況 (令和7年度)

### ◇ 連結事業の概況

#### ① 事業の概況

令和7年度の当J Aの連結決算は、子会社3社を連結しております。

連結決算の内容は、連結事業利益 2,459 百万円、連結経常利益 2,548 百万円、連結当期剰余金 1,556 百万円、連結純資産 10,945 百万円、連結総資産 77,121 百万円で、連結自己資本比率は 32.70%となりました。

#### ② 連結子会社等の事業概況

子会社の(株)ジェイエイトンドウフーズは、売上高が 373 億 46 百万円、計画対比 142.66%、前年対比 150.20%となり、当期利益金は 15 億 64 百万円となりました。

(株)くみあい燃料センターの売上高は 16 億 51 百万円、計画対比 103.38%、前年対比 107.77%となり、当期利益金は 32 百万円となりました。

(株)天童青果市場は、売上高が 31 億 1 百万円、計画対比 100.03%、前年対比 101.31%、当期利益金は 17 百万円となりました。

子会社3社合計の売上高は、420 億 98 百万円となり、3社合計の当期利益金は 16 億 13 百万円となりました。

## (4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
連結事業収益	22,737,433	26,171,845	27,516,674	33,441,111	46,506,999
信用事業収益	436,501	402,832	401,113	431,547	539,862
共済事業収益	339,907	308,196	281,449	254,750	253,014
農業関連事業収益	21,227,527	25,150,195	26,496,002	32,460,021	45,444,410
その他事業収益	733,498	310,622	338,110	294,793	269,713
連結経常利益	307,038	800,132	779,796	805,986	2,548,587
連結当期剰余金	172,408	467,469	498,820	519,535	1,556,155
連結純資産額	8,815,492	8,990,172	9,410,880	9,682,755	10,945,394
連結総資産額	72,141,121	71,465,266	71,503,212	72,340,158	77,121,676
連結自己資本比率	23.59%	24.73%	25.23%	26.42%	32.70%

(注) 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

## (5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和7年2月28日)	令和7年度 (令和8年2月28日)
( 資 産 の 部 )		
1 信用事業資産	55,411,956	60,360,399
(1) 現金及び預金	39,251,442	43,489,020
(2) 有価証券	3,155,260	2,882,410
(3) 貸出金	12,789,046	13,710,272
(4) その他の信用事業資産	258,254	321,511
(5) 貸倒引当金	△42,047	△42,816
2 共済事業資産	335	150
(1) その他の共済事業資産	335	150
3 経済事業資産	5,105,954	4,969,561
(1) 受取手形及び経済事業未収金	3,530,350	3,751,218
(2) 棚卸資産	744,917	631,680
(3) その他の経済事業資産	838,191	589,472
(4) 貸倒引当金	△7,505	△2,810
4 雑資産	143,886	177,074
5 固定資産	7,217,482	6,995,820
(1) 有形固定資産	7,179,634	6,969,849
建物	6,563,135	6,391,421
機械装置	3,574,814	3,498,637
土地	3,950,678	3,929,986
リース資産	14,787	14,787
建設仮勘定	1,375	24,986
その他の有形固定資産	724,906	700,241
減価償却累計額	△7,650,063	△7,590,211
(2) 無形固定資産	37,847	25,970
その他の無形固定資産	37,847	25,970
6 外部出資	4,200,544	4,200,544
(1) 外部出資	4,200,544	4,200,544
7 退職給付に係る資産	255,278	356,592
8 繰延税金資産	4,721	61,533
資産の部合計	72,340,158	77,121,676

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和7年2月28日)	令和7年度 (令和8年2月28日)
( 負 債 の 部 )		
1 信用事業負債	57,063,527	57,633,773
(1) 貯金	56,685,107	56,305,340
(2) 譲渡性貯金	50,000	—
(3) 借入金	2,060	—
(4) その他の信用事業負債	326,359	328,433
2 共済事業負債	153,935	161,487
(1) 共済資金	66,451	74,796
(2) その他の共済事業負債	87,484	86,691
3 経済事業負債	3,070,288	5,301,405
(1) 支払手形及び経済事業未払金	1,178,813	612,972
(2) その他の経済事業負債	1,891,475	46,888,432
4 設備借入金	1,139,411	1,051,764
5 雑負債	563,552	1,343,057
6 諸引当金	116,303	125,055
(1) 賞与引当金	42,595	52,308
(2) 退職給付引当金	—	—
(3) 役員退職慰労引当金	15,542	19,877
(4) その他引当金	58,165	52,869
7 再評価に係る繰延税金負債	550,384	559,738
負債の部合計	62,657,403	66,176,282
( 純 資 産 の 部 )		
1 組合員資本	9,056,148	10,569,115
(1) 出資金	1,096,040	1,082,980
(2) 資本剰余金	8,126	8,126
(3) 利益剰余金	7,963,841	9,494,729
(4) 処分未済持分	△11,610	△16,470
(5) 子会社の所有する親組合出資金	△250	△250
2 評価・換算差額等	600,876	320,200
(1) その他有価証券評価差額金	△665,195	△926,374
(2) 土地再評価差額金	1,266,071	1,246,574
3 非支配株主持分	25,730	56,078
純資産の部合計	9,682,755	10,945,394
負債及び純資産の部合計	72,340,158	77,121,676

## (6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
	(自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)	(自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)
1 事業総利益	3,611,275	5,475,673
(1) 信用事業収益	431,547	539,862
資金運用収益	391,925	500,403
(うち預金利息)	234,826	312,017
(うち有価証券利息)	20,787	20,877
(うち貸出金利息)	136,298	167,485
(うちその他受入利息)	13	23
役務取引等収益	12,529	11,739
その他経常収益	27,092	27,719
(2) 信用事業費用	122,220	211,719
資金調達費用	30,519	114,123
(うち貯金利息)	28,796	112,599
(うち給付補填備金繰入)	122	211
(うち譲渡性貯金利息)	17	—
(うちその他支払利息)	1,583	1,312
役務取引等費用	44,192	44,184
その他事業直接費用	47,996	50,615
その他経常費用	△488	2,795
(うち貸倒引当金繰入額)	△488	—
信用事業総利益	309,326	328,142
(3) 共済事業収益	254,750	253,014
共済付加収入	240,793	233,452
その他の収益	13,957	19,561
(4) 共済事業費用	19,922	23,896
共済推進費及び共済保全費	12,364	16,071
その他の費用	7,557	7,825
共済事業総利益	234,827	229,117
(5) 購買事業収益	1,117,542	1,127,228
購買品供給高	1,092,117	1,102,706
購買手数料	15,891	15,847
その他の収益	9,533	8,674
(6) 購買事業費用	834,924	782,466
購買品供給原価	820,302	765,472
購買品供給費	7,330	5,494
その他の費用	7,291	11,499
購買事業総利益	282,617	344,761
(7) 販売事業収益	172,970	178,131
販売手数料	136,733	147,449
その他の収益	36,237	30,682
(8) 販売事業費用	21,454	17,546
販売費	2,897	3,730
その他の費用	18,557	13,816
販売事業総利益	151,516	160,584
(9) その他事業収益	31,464,302	44,408,764
(10) その他事業費用	28,831,315	39,995,697
その他事業総利益	2,632,986	4,413,066
2 事業管理費	2,898,155	3,016,176
(1) 人件費	1,740,420	1,745,767
(2) その他事業管理費	1,157,734	1,270,409
事業利益	713,120	2,459,496

科 目	令和6年度	令和7年度
	(自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)	(自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)
3 事業外収益	104,595	104,541
(1) 受取雑利息	201	406
(2) 受取出資配当金	16,126	16,720
(3) その他の事業外収益	88,267	87,413
4 事業外費用	11,730	15,450
(1) 支払雑利息	4,764	4,569
(2) その他の事業外費用	6,965	10,881
経 常 利 益	805,986	2,548,587
5 特別利益	14,482	5,641
(1) 固定資産処分益	549	1
(2) その他の特別利益	13,932	5,639
6 特別損失	49	189,262
(1) 固定資産処分損	49	11,692
(2) その他の特別損失	—	177,569
税金等調整前当期利益	820,419	2,364,966
法人税・住民税及び事業税	304,212	865,967
法人税等調整額	△3,328	△68,150
法人税等合計	300,883	797,816
当期利益	519,535	1,567,149
非支配株主に帰属する当期利益	4,196	10,994
当 期 剰 余 金	515,338	1,556,155

## (7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
	(自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)	(自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	816,222	2,353,972
減価償却費	320,359	320,718
減損損失	—	160,587
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△2,035	△3,926
賞与引当金の増加額(△は減少)	2,304	9,713
退職給付引当金の増加額(△は減少)	△21,829	4,335
その他引当金の増加額(△は減少)	△15,694	△5,296
信用事業資金運用収益	△405,637	△517,397
信用事業資金調達費用	28,937	112,811
受取雑利息及び受取出資配当金	△16,328	△545,572
支払雑利息	4,764	—
固定資産売却損益(△は益)	△500	11,690
資産除去債務にかかる増減額(△は減少)	332	△4,792
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	△195,765	△921,226
預金の純増(△)減	1,200,000	△300,000
貯金の純増減(△)	△931,781	570,232
信用事業借入金の純増減(△)	△4,070	△2,060
その他の信用事業資産の純増(△)減	38,196	△10,007
その他の信用事業負債の純増減(△)	△49,011	△40,311
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減(△)	7,756	8,345
未経過共済付加収入の純増減(△)	△2,630	△793
その他共済事業資産の増(△)減	△155	184
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	△1,620,583	△220,868
経済受託債権の純増(△)減	△15,361	△51,387
棚卸資産の純増(△)減	△228,398	113,236
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	522,586	△565,841
経済受託債務の純増減(△)	34,490	78,374
その他経済事業資産の増(△)減	△378,057	300,105
その他経済事業負債の増減(△)	951,987	2,718,583
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増(△)減	34,100	△134,502
その他の負債の純増減(△)	53,079	10,780
未払消費税等の増減額(△は減少)	△6,864	211,898
信用事業資金運用による収入	368,448	464,175
信用事業資金調達による支出	△9,111	△70,452
小 計	479,747	4,055,310
雑利息及び出資配当金の受取額	16,328	545,572
雑利息の支払額	△4,764	—
法人税等の支払額	△227,505	△294,287
事業活動によるキャッシュ・フロー	263,807	4,306,595
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△718,346	△946,660
有価証券の売却による収入	730,427	945,100
固定資産の取得による支出	△137,425	△336,653
固定資産の売却による収入	5,608	65,318
有形固定資産の除去による支出	△1,742	△11,257
外部出資による支出	△152,000	—

科 目	令和6年度	令和7年度
	(自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)	(自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)
投資活動によるキャッシュ・フロー	△273,478	△284,152
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入金の返済による支出	△87,647	△87,647
リース債務の返済による支出	14,689	△2,323
出資の受入による支出	14,560	△33,060
出資の払戻しによる支出	△28,870	17,270
持分の取得による支出	△6,500	△5,110
持分の譲渡による収入	7,170	6,500
出資配当金の支払額	△10,992	△10,841
非支配株主への配当金支払額	4,246	30,348
財務活動によるキャッシュ・フロー	△93,342	△84,863
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額	△103,014	3,937,579
6 現金及び現金同等物の期首残高	6,254,189	6,151,175
7 現金及び現金同等物の期末残高	6,151,175	10,088,754

## (8) 連結注記表

令和6年度

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
- ① 連結される子会社・子法人等-----3社  
株式会社くみあい燃料センター、株式会社天童青果市場  
株式会社ジェイエイトンドウフーズ
  - ② 非連結子会社・子法人等  
該当する会社はありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項
- ① 持分法適用の非連結子会社・子法人等  
該当する会社はありません。
  - ② 持分法適用の関連法人等  
該当する会社はありません。
  - ③ 持分法非適用の非連結子会社・子法人等  
該当する会社はありません。
  - ④ 持分法非適用の関連法人  
該当する法人はありません。
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
- ① 連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。  
2月末日-----3社
  - ② 連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。
- (4) のれん勘定の償却方法及び償却期間  
該当事項はありません。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項  
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
- ① 現金及び現金同等物の資金の範囲  
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。
  - ② 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| 現金及び預金勘定          | 39,251,442千円  |
| 別段預金・定期性預金及び譲渡性預金 | △33,100,267千円 |
| 現金及び現金同等物         | 6,151,175千円   |

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法
- ① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法  
イ 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法  
ロ その他有価証券  
・時価のあるもの : 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法
  - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
棚卸資産(その他の生産資材・衣料品)、その他の棚卸資産  
売価還元法による低価法  
購入品(農業機械・自動車)  
個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)  
購入品(上記以外)  
総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産(リース資産を除く)  
定率法を採用しています(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しています。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合及び子会社における利用可能期間(5年)に基づき定額法により償却しています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した総務部等が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当連結会計期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計期に発生していると認められる額を計上しています。認識すべき年金資産が、退職給付債務を超過する場合には、前払年金費用として資産の部に計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 特例業務負担金引当金

旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和7年2月現在における令和14年3月までの将来見込額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上時期

収益認識関連

当組合及び子会社の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合及び子会社は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合及び子会社は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗に応じて収益を認識しています。

④ 宅地等供給事業、不動産事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡し及び不動産賃貸の仲介サービス等によるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

⑤ カントリーエレベーター事業、果実流通センター事業、ラ・フランスセンター事業  
カントリーエレベーター・共同選果場等の施設をそれぞれ設置して、共同で利用する事業であり、当組合及び子会社は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(6) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。なお、残高がない項目については、「-」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合及び子会社は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を控除した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする「JA共同計算」を行っており、その計算には、当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、連結貸借対照表の経済受託債権に、販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託責務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しています。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合及び子会社が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合及び子会社が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計期の計算書類に計上した金額 48,669 千円(繰延税金負債との相殺前)

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積り額については、令和7年3月の理事会において決議した第8次中期経営計画(案)を基礎として、当組合及び子会社が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当連結会計期の計算書類に計上した金額はありません。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年3月の理事会において決議した第8次中期経営計画（案）を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額  
有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,704,031千円であり、その内訳は次のとおりです。  
建物1,445,325千円 機械装置1,238,129千円 その他の有形固定資産20,575千円
- (2) リース契約により使用する重要な固定資産  
連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、ATM10台についてはリース契約により使用しています。
- (3) 担保に供している資産  
定期預金のうち、6,000,000千円をJAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、1,500,000千円を為替決済の担保にそれぞれ供しています。
- (4) 役員に対する金銭債権・債務の総額  
親組合の役員に対する金銭債権はありません。  
親組合の役員に対する金銭債務はありません。
- (5) 信用事業を行う組合に要求される注記  
債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額  
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は7,882千円、危険債権額は43,504千円です。  
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。  
債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額は22,567千円です。  
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。  
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。  
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は73,954千円です。  
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価  
「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
  - ① 再評価を行った年月日 平成12年3月31日
  - ② 再評価を行った土地の当連結会計期における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,320,378千円
  - ③ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める、当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格(公示価格)に合理的な調整を行って算出しました。

連結損益計算書に関する注記
<p>(1) 減損会計に関する注記</p> <p>資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要</p> <p>当組合及び子会社では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗について支所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。</p> <p>本所及び農業関連施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。</p> <p>当連結会計期に減損損失を計上した固定資産はありません。</p>
金融商品に関する注記
<p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針</p> <p>当組合及び子会社は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。</p> <p>② 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当組合及び子会社が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。</p> <p>また、有価証券は、債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。</p> <p>営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。</p> <p>③ 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>イ 信用リスクの管理</p> <p>当組合及び子会社は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>ロ 市場リスクの管理</p> <p>当組合及び子会社では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合及び子会社で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合及び子会社において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。</p> <p>当組合及び子会社では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.98%上昇したものと想定した場合には、経済価値が182,332千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合及び子会社では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p>

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計期末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預金	38,933,453	38,831,514	△101,939
有価証券			
その他有価証券	3,155,260	3,155,260	—
貸出金	12,789,046		
貸倒引当金(*)	△42,047		
貸倒引当金控除後	12,746,999	12,752,314	5,315
資産計	54,835,712	54,739,088	△96,624
貯金	56,685,107	56,518,056	△167,050
譲渡性貯金	50,000	49,960	△39
負債計	56,735,107	56,568,016	△167,089

(\*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

ハ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

ニ その他の未収金

その他の未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
外部出資	4,200,544

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	38,933,453	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	—	—	—	300,000	—	3,300,000
貸出金(*1,2)	1,107,065	776,931	727,651	669,378	1,112,194	8,344,436
経済事業未収金(*3)	3,525,119	—	—	—	—	—
経済受託債権	116,124	—	—	—	—	—
合計	43,681,761	776,931	727,651	969,378	1,112,194	11,644,436

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越 263,584 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(\*2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 51,387 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(\*3) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等 1,099 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	51,369,685	1,238,076	3,097,880	392,667	546,166	40,630
譲渡性貯金	50,000	—	—	—	—	—
合計	51,419,685	1,238,076	3,097,880	392,667	546,166	40,630

(\*) 要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	評価差額	
連結貸借対照表計 上額が取得原価又 は償却原価を超え るもの	地方債	304,940	300,000	4,940
	政府保証債	200,790	199,170	1,619
	社債	100,290	100,000	290
	小計	606,020	599,170	6,849
連結貸借対照表計 上額が取得原価又 は償却原価を超え ないもの	国債	1,569,990	2,122,816	△552,826
	地方債	648,730	699,775	△51,045
	社債	330,520	398,692	△68,172
	小計	2,549,240	3,221,284	△672,044
合 計	3,155,260	3,820,455	△665,195	

(2) 当期中に売却したその他有価証券

当期中に売却したその他有価証券はありません。

(3) 当期中において、保有目的が変更となった有価証券

当期中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

## 退職給付に関する注記

### (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため三井住友信託銀行との契約による確定給付型年金制度、及び全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

なお、前払年金費用及び退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

### (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	△283,338 千円
退職給付費用	88,988 千円
退職給付の支払額	△2,661 千円
確定給付型年金制度への拠出金	△33,775 千円
特定退職金共済制度への拠出金	<u>△24,491 千円</u>
期末における前払年金費用	△255,278 千円

### (3) 職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表上に計上された前払年金費用の調整表

退職給付債務	880,414 千円
確定給付型年金制度	△779,525 千円
特定退職金共済制度	<u>△356,167 千円</u>
前払年金費用	△255,278 千円

### (4) 退職給付に関する損益

勤務費用	<u>88,988 千円</u>
退職給付費用	88,988 千円

### (5) 特例業務負担金

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金 8,404 千円を特例業務負担金引当金の取り崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 65,888 千円となっています。

## 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
特例業務負担金引当金	16,088 千円
減損損失(償却資産)	4,174 千円
減損損失(その他雑負債)	9,690 千円
その他有価証券評価差額金	183,992 千円
賞与引当金	13,385 千円
役員退職慰労引当金	4,318 千円
減損損失(土地)	8,848 千円
資産除去債務	4,623 千円
その他	<u>16,489 千円</u>
繰延税金資産小計	261,611 千円
評価性引当額	<u>△215,851 千円</u>
繰延税金資産合計 (A)	45,760 千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△43,613 千円
その他	<u>△334 千円</u>
繰延税金負債合計 (B)	<u>△43,948 千円</u>
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	<u>1,812 千円</u>

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	28.33%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.71
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.93
住民税均等割額	0.33
評価性引当額の増減	2.20
過年度法人税、住民税及び事業税等	△0.05
その他	8.59
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.77%

#### 賃貸等不動産に関する注記

- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項  
当組合及び子会社では、天童市において保有する土地及び建物等を賃貸の用に供しています。
- (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
1,018,268	850,757

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当連結会計期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

#### 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

令和7年度

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
- ① 連結される子会社・子法人等-----3社  
株式会社くみあい燃料センター、株式会社天童青果市場  
株式会社ジェイエイトンドウフーズ
  - ② 非連結子会社・子法人等  
該当する会社はありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項
- ① 持分法適用の非連結子会社・子法人等  
該当する会社はありません。
  - ② 持分法適用の関連法人等  
該当する会社はありません。
  - ③ 持分法非適用の非連結子会社・子法人等  
該当する会社はありません。
  - ④ 持分法非適用の関連法人  
該当する法人はありません。
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
- ① 連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。  
2月末日-----3社
  - ② 連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。
- (4) のれん勘定の償却方法及び償却期間  
該当事項はありません。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項  
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
- ① 現金及び現金同等物の資金の範囲  
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。
  - ② 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	43,489,020 千円
別段預金・定期性預金及び譲渡性預金	△33,400,267 千円
現金及び現金同等物	10,088,753 千円

重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法
- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
    - イ 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法
    - ロ その他有価証券
      - ・時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
      - ・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法
  - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
    - 購買品（その他の生産資材・衣料品）、その他の棚卸資産  
売価還元法による低価法
    - 購買品（農業機械・自動車）  
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
    - 購買品（上記以外）  
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法を採用しています（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合及び子会社における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した総務部等が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当連結会計期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計期に発生していると認められる額を計上しています。認識すべき年金資産が、退職給付債務を超過する場合には、前払年金費用として資産の部に計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 特例業務負担金引当金

旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和8年2月現在における令和14年3月までの将来見込額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上時期

収益認識関連

当組合及び子会社の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合及び子会社は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合及び子会社は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗に応じて収益を認識しています。

④ 宅地等供給事業、不動産事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡し及び不動産賃貸の仲介サービス等によるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

⑤ カントリーエレベーター事業、果実流通センター事業、ラ・フランスセンター事業  
カントリーエレベーター・共同選果場等の施設をそれぞれ設置して、共同で利用する事業であり、当組合及び子会社は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。なお、残高がない項目については、「-」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合及び子会社は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、連結損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を控除した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする「JA共同計算」を行っており、その計算には、当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、連結貸借対照表の経済受託債権に、販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

③ 当組合が代理人として関与する取引の連結損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合及び子会社が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合及び子会社が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

会計方針の変更に関する注記

法人税、住民税御世に事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税御世に事業税等に関する会計基準」（企業会計基準代第 27 号 2022 年 10 月 28 日）等を連結会計年度の期首から適用しています。これによる当連結会計年度の計算書類に与える影響はありません。

会計の見積もりに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計期の計算書類に計上した金額 124,766 千円（繰延税金負債との相殺前）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積り額については、令和 7 年 5 月の総代会において決議した第 8 次中期経営計画を基礎として、当組合及び子会社が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当連結会計期の計算書類に計上した金額 160,587 千円

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報  
 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。  
 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。  
 固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年5月の総代会において決議した第8次中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。  
 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額  
 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,659,265千円であり、その内訳は次のとおりです。  
 建物1,412,238千円 機械装置1,226,452千円 その他の有形固定資産20,575千円
- (2) リース契約により使用する重要な固定資産  
 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、ATM10台についてはリース契約により使用しています。
- (3) 担保に供している資産  
 定期預金のうち、6,000,000千円をJAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、1,500,000千円を為替決済の担保にそれぞれ供しています。
- (4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の総額  
 親組合の役員に対する金銭債権はありません。  
 親組合の役員に対する金銭債務はありません。
- (5) 信用事業を行う組合に要求される注記  
 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額  
 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は37,347千円、危険債権額は724千円です。  
 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。  
 債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額は19,404千円です。  
 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。  
 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。  
 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は57,476千円です。  
 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価  
 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
- ① 再評価を行った年月日 平成12年3月31日
- ② 再評価を行った土地の当連結会計期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,227,032千円
- ③ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める、当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格(公示価格)に合理的な調整を行って算出しました。

## 連結損益計算書に関する注記

### (1) 減損損失に関する注記

- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要  
 当組合及び子会社では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗について支所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。  
 本所及び農業関連施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。  
 当連結会計期に減損損失を計上した固定資産は以下の通りです。

場所	用途	種類
成生支所	事務所	建物、構築物、器具備品
山口支所	事務所	建物、器具備品
南部支所	事務所	建物、土地
干布支所	事務所	建物、構築物、土地
蔵増支所	事務所	建物、構築物、器具備品、土地
旧ラ・フランスセンター (東側)	果実流通センター	土地

### ② 減損損失の認識に至った経緯

イ 成生支所・山口支所・南部支所・干布支所・蔵増支所については、事業再編に伴い、事業を廃止したことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

ロ 旧ラ・フランスセンター（東側）は、購買事業の倉庫を解体したことから、土地帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

### ③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳 (単位：千円)

場所	総額	土地	建物ほか	事業再編 関連負債 (解体費用)
成生支所	26,504	—	15,593	10,911
山口支所	26,296	—	16,593	9,702
南部支所	38,149	4,102	21,894	12,152
干布支所	24,683	6,536	7,583	10,563
蔵増支所	30,223	4,849	13,770	11,603
旧ラ・フランスセンター (東側)	14,730	14,730	—	—
合計	160,587	30,218	75,435	54,933

上記の総額 160,587 千円及びその他事業再編に伴う費用 16,058 千円を合計して特別損失に事業再編に伴う費用 176,646 千円を計上しています。

### ④ 回収可能価額の算定方法

土地の回収可能額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

建物ほかについては、各施設の廃止が決定しており、当該資産から将来キャッシュ・フローの創出が見込めないことから使用価値はありません。また、売却等による処分価額も見込めないため、個別資産ごとに回収可能額を 0 円としています。

## 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当組合及び子会社は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合及び子会社が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

当組合及び子会社は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

当組合及び子会社では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合及び子会社で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合及び子会社において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合及び子会社では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計期末現在、指標となる金利が0.75%上昇したものと想定した場合には、経済価値が84,944千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合及び子会社では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計期末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預金	43,170,734	43,046,559	△124,175
有価証券			
その他有価証券	2,882,410	2,882,410	—
貸出金	13,710,272		
貸倒引当金(*)	△42,816		
貸倒引当金控除後	13,667,456	13,566,591	△100,865
資産計	59,720,601	59,495,560	△225,040
貯金	57,305,340	57,079,654	△225,685
負債計	57,305,340	57,079,654	△225,685

(\*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によ

っています。  
満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わ

ロ 有価証券

ハ 国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

ニ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によ

っています。  
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わ

る金額として算定しています。  
また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

ホ その他の未収金

その他の未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことか

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしていま

す。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれて

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
外部出資	4,200,544

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	43,170,734	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	—	—	300,000	—	—	3,300,000
貸出金(*1,2)	1,132,099	764,103	712,088	1,155,693	591,700	9,316,516
経済事業未収金(*3)	3,747,576	—	—	—	—	—
経済受託債権	167,511	—	—	—	—	—
合計	48,217,920	764,103	1,012,088	1,155,693	591,700	12,616,516

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越 253,319 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(\*2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 38,072 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(\*3) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等 603 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	52,250,256	2,746,276	1,435,298	442,205	398,669	32,634
合計	52,250,256	2,746,276	1,435,298	442,205	398,669	32,634

(\*) 要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

## 有価証券に関する注記

### (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

#### その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類		連結貸借対照表 計上額	所得原価又は 償却原価	評価差額
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えないもの	国債	1,382,220	2,110,938	△728,718
	地方債	906,330	999,791	△93,461
	社債	402,670	498,785	△96,115
	政府保証債	191,190	199,267	△8,077
合計		2,882,410	3,808,784	△926,374

### (2) 当連結会計中に売却したその他有価証券

当連結会計中に売却したその他有価証券はありません。

### (3) 当連結会計期中において、保有目的が変更となった有価証券

当連結会計期中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

## 退職給付に関する注記

### (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため三井住友信託銀行との契約による確定給付型年金制度、及び全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

なお、前払年金費用及び退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

### (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	△255,278 千円
退職給付費用	△31,786 千円
退職給付の支払額	△12,704 千円
確定給付型年金制度への拠出金	△34,809 千円
特定退職金共済制度への拠出金	<u>△22,013 千円</u>
期末における前払年金費用	△356,592 千円

### (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表上に計上された前払年金費用の調整表

退職給付債務	861,991 千円
確定給付型年金制度	△875,057 千円
特定退職金共済制度	<u>△343,525 千円</u>
前払年金費用	△356,592 千円

### (4) 退職給付に関する損益

勤務費用	<u>△31,786 千円</u>
退職給付費用	△31,786 千円

### (5) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金 8,652 千円を特例業務負担金引当金の取り崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は60,815千円となっています。

### 税効果会計に関する注記

#### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
特例業務負担金引当金	14,941千円
減損損失(償却資産)	25,005千円
減損損失(その他雑負債)	18,740千円
その他有価証券評価差額金	262,905千円
賞与引当金	39,176千円
役員退職慰労引当金	6,114千円
減損損失(土地)	15,209千円
資産除去債務	188千円
その他	<u>744,377千円</u>
繰延税金資産小計	1,126,658千円
評価性引当額	<u>△323,426千円</u>
繰延税金資産合計(A)	803,232千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△100,282千円
その他	<u>△334千円</u>
繰延税金負債合計(B)	<u>△100,616千円</u>
繰延税金負債の純額(A) + (B)	<u>702,615千円</u>

#### (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	28.59%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.43
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.10
事業分量配当金等の損金に算入される項目	△0.51
住民税均等割額	0.10
評価性引当額の増減	0.89
過年度法人税、住民税及び事業税等	△0.12
その他	3.30
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.57%

#### (3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の27.66%から28.38%に変更されました。

この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金負債(繰延税金資産の金額を控除した金額)は1,209千円増加し、法人税等調整額が同額増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は14,200千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

### 賃貸等不動産に関する注記

#### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合及び子会社では、天童市において保有する土地及び建物等を賃貸の用に供しています。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
1,076,394	889,328

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当連結会計期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合及び子会社で算定した金額です。また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## (9) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	8,126	8,126
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	8,126	8,126
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	7,459,494	7,944,118
2 利益剰余金増加高	515,338	1,561,452
当期剰余金	515,338	1,556,155
土地再評価差額金取崩額	—	5,296
3 利益剰余金減少高	10,992	10,841
配当金	10,992	10,841
事業配当金	—	—
4 利益剰余金期末残高	7,963,841	9,494,729

## (10) 農協法に基づく開示債権

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
破綻更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,882	37,347	29,464
危険債権額	43,504	724	△42,779
要管理債権額	22,567	19,404	△3,162
三月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	22,567	19,404	△3,162
小 計	73,954	57,476	△16,477
正常債権額	13,858,655	14,734,778	876,123
合 計	13,932,610	14,792,255	859,645

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## (11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：千円)

区 分	項 目	令和6年度	令和7年度
信 用 事 業	事業収益	309,326	539,862
	経常利益	145,347	291,807
	資産の額	55,411,956	60,360,399
共 済 事 業	事業収益	234,827	253,014
	経常利益	58,135	163,512
	資産の額	335	150
農 業 関 連 事 業	事業収益	32,460,021	45,444,410
	経常利益	508,327	1,542,992
	資産の額	5,105,954	4,969,561
そ の 他 事 業	事業収益	294,793	269,713
	経常利益	94,178	550,275
	資産の額	11,821,913	11,791,566
計	事業収益	33,298,967	46,506,999
	経常利益	805,987	2,548,587
	資産の額	73,146,145	77,121,676

## 2. 連結自己資本の充実の状況

## ◇連結自己資本比率の状況

令和8年2月末における連結自己資本比率は、32.70%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

## ○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	天童市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,082百万円(前年度1,096百万円)

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

## (1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	当期末	前期末
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	10,479,339	9,045,557
うち、出資金及び資本準備金の額	1,091,106	1,104,166
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	9,494,729	7,963,841
うち、外部流出予定額 (△)	90,026	10,841
うち、上記以外に該当するものの額	△16,470	△11,610
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	43,998	40,929
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	43,998	40,929
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	10,523,338	9,086,486
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	17,918	26,245
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	17,918	26,245
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	356,592	255,278
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—

項 目	当期末	前期末
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	374,510	318,615
自己資本		
自己資本の額 (イ) — (ロ) (ハ)	10,148,827	8,360,641
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	29,277,024	31,087,440
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	—	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		1,816,456
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		1,816,456
うち、上記以外に該当するものの額		—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	
勘定間の振替分	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,752,927	2,040,042
信用リスク・アセット調整額		—
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	31,029,951	33,127,482
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 (ハ) / (ニ)	32.70%	25.23%

(注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、2025 年度は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

## (2) 自己資本の充実度に関する事項

## ① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	317,988	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,128,314	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,529,958	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	299,067	9,959	398
地方三公社向け	199,693	20,037	801
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	38,693,737	7,738,747	309,549
法人等向け	3,596,215	3,436,372	137,454
中小企業等向け及び個人向け	301,898	196,056	7,842
抵当権付住宅ローン	937,350	187,512	7,500
不動産取得等事業向け	65,629	63,174	2,526
三月以上延滞等	1,025	—	—
取立未済手形	6,678	1,335	53
信用保証協会等保証付	8,189,073	805,124	32,204
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
出資等	460,146	460,146	18,405
(うち出資等のエクスポージャー)	460,146	460,146	18,405
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
上記以外	12,115,922	16,461,812	658,479
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	4,086,003	10,215,007	408,600
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	8,029,919	6,246,805	249,879
証券化	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—
(うち非STC適用分)	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—
(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—
(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	1,816,456	72,658

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—
	上記以外			
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	72,340,158	31,196,730	1,247,869
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)		72,340,158	31,196,730	1,247,869
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b = a × 4%
			2,118,798	84,751
所要自己資本計		リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
		a		b = a × 4%
			33,315,528	1,332,621

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。  
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>  
(粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額 ÷ 8%  
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

## ② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

		令和7年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	318,286	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,116,437	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	1,483,128	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	299,196	9,963	398
	地方三公社向け	199,728	20,037	801
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	42,117,899	8,455,229	338,209
	(うち第一種金融商品取引業者及	—	—	—

	び保険会社向け)			
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	3,712,500	3,552,636	142,105
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	900,082	740,963	29,638
	（うちトランザクター向け）	710	319	12
	不動産関連向け	4,654,926	3,249,211	129,968
	（うち自己居住用不動産等向け）	2,089,366	1,051,724	42,068
	（うち賃貸用不動産向け）	1,480,986	1,546,782	61,871
	（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
	（うちその他不動産関連向け）	1,084,573	650,704	26,028
	（うちADC向け）	—	—	—
	劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	676	109	4
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
	取立未済手形	16,970	3,394	135
	信用保証協会等による保証付	8,725,070	859,873	34,394
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	株式等	460,146	460,146	18,405
	共済約款貸付	—	—	—
	上記以外	12,116,632	11,925,463	477,023
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	4,086,003	10,216,366	408,654
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	8,030,086	1,709,097	68,369
	証券化	—	—	—
	（うちSTC要件適用分）	—	—	—
	（短期STC要件適用分）	—	—	—
	（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—
	（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
	（うちルックスルー方式）	—	—	—
	（うちマンドート方式）	—	—	—
	（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
	（うち蓋然性方式400%）	—	—	—

	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	77,121,676	29,277,024	1,171,080
	CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	—	—	—
	中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—
	合計(信用リスク・アセットの額)	77,121,676	29,277,024	1,171,080
	マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 <簡易方式又は標準的方式>	マーケット・リスク相当額をの合計額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		—		—
	オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		1,752,927		70,117
	所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		31,029,951		1,241,198

### ③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,752,927
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	70,117
B I	1,168,618
B I C	140,234

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

### (3) 信用リスクに関する事項

#### ① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 8）をご参照ください。

#### ② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(M o o d y s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別, 業種別, 残存期間別)及び  
延滞エクスポージャーの期末残高 (単位: 千円)

		令和7年度				令和6年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業	58,064	58,064	—	—	57,297	57,297	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	100,187	—	100,187	—	100,187	—	100,187	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	598,568	—	598,568	—	598,377	—	598,377	—
	金融・保険業	35,425,522	151,1999	—	—	34,490,152	150,655	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	7,947,054	1,086,507	—	—	5,514,042	1,153,123	—	—
	日本国政府・地方公共団体	3,599,282	482,029	3,117,252	—	3,657,909	528,795	3,129,113	—
	上記以外	3,572,678	62,663	—	—	2,292,783	58,860	—	—
個人	13,077,170	12,952,937	—	676	12,119,361	11,983,878	—	1,025	
その他	6,400,846	—	—	—	13,510,046	—	—	—	
業種別残高計		70,779,374	14,793,402	3,816,007	676	72,340,158	13,932,610	3,839,438	1,025
1年以下		42,101,037	299,635	—	—	37,757,914	288,648	—	—
1年超3年以下		543,082	242,896	300,186	—	1,216,558	216,555	—	—
3年超5年以下		1,057,657	1,057,657	—	—	1,310,137	1,009,950	300,186	—
5年超7年以下		325,319	325,319	—	—	411,982	411,982	—	—
7年超10年以下		2,600,737	1,359,321	1,241,415	—	1,963,209	1,262,956	700,252	—
10年超		13,695,529	11,421,124	2,274,405	—	13,425,346	10,598,106	2,827,239	—
期限の定めのないもの		10,456,010	87,447	—	—	16,255,009	144,410	—	—
残存期間別残高計		70,779,374	14,793,402	3,816,007	—	67,120,900	13,932,610	3,827,678	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
  - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
  - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

## ④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和7年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	40,929	43,998	—	40,929	43,998	41,306	40,929	—	41,306	40,929
個別貸倒引当金	3,015	603	1,990	1,025	603	4,664	3,015	—	4,664	3,015

## ⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	令和7年度						令和6年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	3,015	603	1,990	1,025	603	1,990	4,664	3,015	—	4,664	3,015	
業種別計	3,015	603	1,990	1,025	603	1,990	4,664	3,015	—	4,664	3,015	

(注) 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑥ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：千円)

[2025年度]

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均 値
		オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	信用リスク・ アセットの 額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+ D))
現金	0	300,797	—	300,797	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	2,116,437	—	2,116,437	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	1,483,128	—	1,483,128	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	299,196	—	299,196	—	9,963	3
地方三公社向け	20	199,728	—	199,728	—	20,037	10
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	42,117,899	—	42,117,899	—	8,455,229	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	3,712,500	—	3,712,500	—	3,552,636	96
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	899,645	11,462	854,626	1,146	741,283	87
（うちトランザクター向け）	45	—	7,100	—	710	319	70
不動産関連向け	20～150	4,654,926	—	4,623,217	—	3,249,211	70
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	2,089,366	—	2,065,583	—	1,051,724	51
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	1,480,986	—	1,473,125	—	1,546,782	105
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	1,084,573	—	1,084,508	—	650,704	60
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	73	—	73	—	109	149
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る	100	—	—	—	—	—	—

延滞							
取立未済手形	20	16,970	—	16,970	—	3,394	20
信用保証協会等による保証付	0～10	8,725,070	—	2,598,733	—	859,873	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	455,925	—	455,925	—	455,925	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	5,795,323	—	5,795,323	—	11,925,143	206
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	4,086,546	—	4,086,546	—	10,216,366	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	1,708,776	—	1,708,776	—	1,708,776	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うち STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（短期 STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち STC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—

未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	—					29,272,808	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

⑦ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

令和7年度

(単位：千円)

	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF/信用リスク削減手法の適用後)										合計		
	0%	20%	50%	100%	150%	その他							
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,116,437									0	2,116,437		
外国の中央政府及び中央銀行向け													
国際決済銀行等向け													
我が国の地方公共団体向け	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他			合計			
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,483,128									0	1,483,128		
地方公共団体金融機構向け													
我が国の政府関係機関向け	199,566	99,630								0	299,196		
地方三公社向け	99,541		100,187							0	199,728		
国際開発銀行向け	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他			合計			
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	41,801,401	316,497								1	42,117,899		
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)													
カバード・ボンド向け	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他			合計		
カバード・ボンド向け													
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他		合計		
(うち特定貸付債権向け)	199,829					3,512,671				0	3,712,500		
劣後債権及びその他資本性証券等	100%	150%	250%	400%	その他			合計					
株式等				455,925						0	455,925		
中堅中小企業等向け及び個人向け	45%	75%	100%	その他			合計						
(うちトランザクター向け)	710	195,748	485,612	173,703	855,773								
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	50%	62.5%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち貸貸用不動産向け	94,030										1,160,630	810,923	2,065,583
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け									1,473,125		0	1,473,125	
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他			合計				
不動産関連向け うちその他不動産関連向け		60%	1,084,508			0			1,084,508				
不動産関連向け うちA D C向け	100%	150%	その他			合計							
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	50%	100%	150%	その他			合計						
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞		0			9		64	73					
現金	0%	10%	20%	100%	その他			合計					
現金	300,797							0	300,797				
取立未済手形				16,970	0			16,970					
信用保証協会等による保証付	0	8,596,901	1,832			8,598,733							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付													
共済約款貸付													

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

⑧ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高  
(単位：千円)

		令和6年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	—	4,515,351	4,515,351
	リスク・ウェイト2%	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	8,150,836	8,150,836
	リスク・ウェイト20%	199,803	39,737,627	39,937,431
	リスク・ウェイト35%	—	305	305
	リスク・ウェイト50%	—	862	862
	リスク・ウェイト75%	—	263,398	263,398
	リスク・ウェイト100%	—	11,983,003	11,983,003
	リスク・ウェイト150%	—	163	163
	リスク・ウェイト250%	—	4,086,003	4,086,003
	その他	—	—	—
リスク・ウェイト 1250%		—	—	—
計		199,803	68,737,552	68,937,356

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑨ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

リスク・ウェイト区分	2025年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与信相 当額の合計額 (CCF・信用リスク削 減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	56,474,345	—	—	56,284,277
40%～70%	1,084,573	7,100	10%	1,085,218
75%	1,359,901	2,766	10%	1,356,379
80%	—	—	—	—
85%	112,938	—	—	112,938
90%～100%	3,999,546	100	10%	3,998,283
105%～130%	1,480,986	—	—	1,473,125
150%	9	—	—	9
250%	455,925	—	—	455,925
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	14,074	1495	10%	14,224
合計	64,982,301	11,462	10%	64,780,382

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容（P. 73）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位：千円)

区 分	令和 6 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	199,469	—
地方三公社向け	—	99,506	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—
抵当権住宅ローン	—	937,024	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	37,000	—	—
合計	37,000	1,236,000	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

	令和 7 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	199,566	—
地方三公社向け	—	99,541	—
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	—	—	—

法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	37,000	9,601	—
自己居住用不動産等向け	—	904,479	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	37,000	1,213,188	—

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをい  
い、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。  
①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれ  
らに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。  
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。  
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに  
階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央  
政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定  
資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回  
避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)と  
の間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買  
い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項  
該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項  
該当する取引はありません。

(7) CVAリスクに関する事項

- ◇CVA リスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全な BA—CVA、限定的な BA—CVA 又は簡便法をい  
う。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要  
CVA リスク相当額は「簡便法」により算出しており、主に非清算 OTC デリバティブ取引（金利スワップ、  
通貨スワップ）が対象となります。
- ◇CVA リスクの特性及び CVA に関するリスク管理体制の概要（CVA リスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的  
な有効性を監視するための体制を含む。）

CVA リスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

(8) マーケット・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 8）をご参照ください。

(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 78）をご参照ください。

② 出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和7年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	4,391,273	4,391,273	4,391,273	4,391,273
合計	4,391,273	4,391,273	4,391,273	4,391,273

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和7年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額  
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

令和7年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

- ⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額  
(子会社・関連会社株式の評価損益等) (単位：千円)

令和7年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

- (11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和7年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

- (12) 金利リスクに関する事項

- ① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法はJAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容(P.79)をご参照ください。

- ② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	120	197	78	88
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—
3	スティープ化	215	283		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	79	101		
7	最大値	215	283	78	88
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,482		4,159	

## 【役員等の報酬体系】

### 1. 役員

#### (1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

#### (2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。  
(単位：千円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	36,768	3,975

(注1) 対象役員は、理事21名、監事4名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

#### (3) 対象役員の報酬等の決定等について

##### ① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。

なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

##### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し総代会で、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

### 2. 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員及び当JAの主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受け取るもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2) 「主要な連結子法人等」とは、当JAの連結子法人等のうち、当JAの連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

(注3) 「同等額」は、令和7年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注4) 令和7年度において当JAの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受け取る者はおりませんでした。

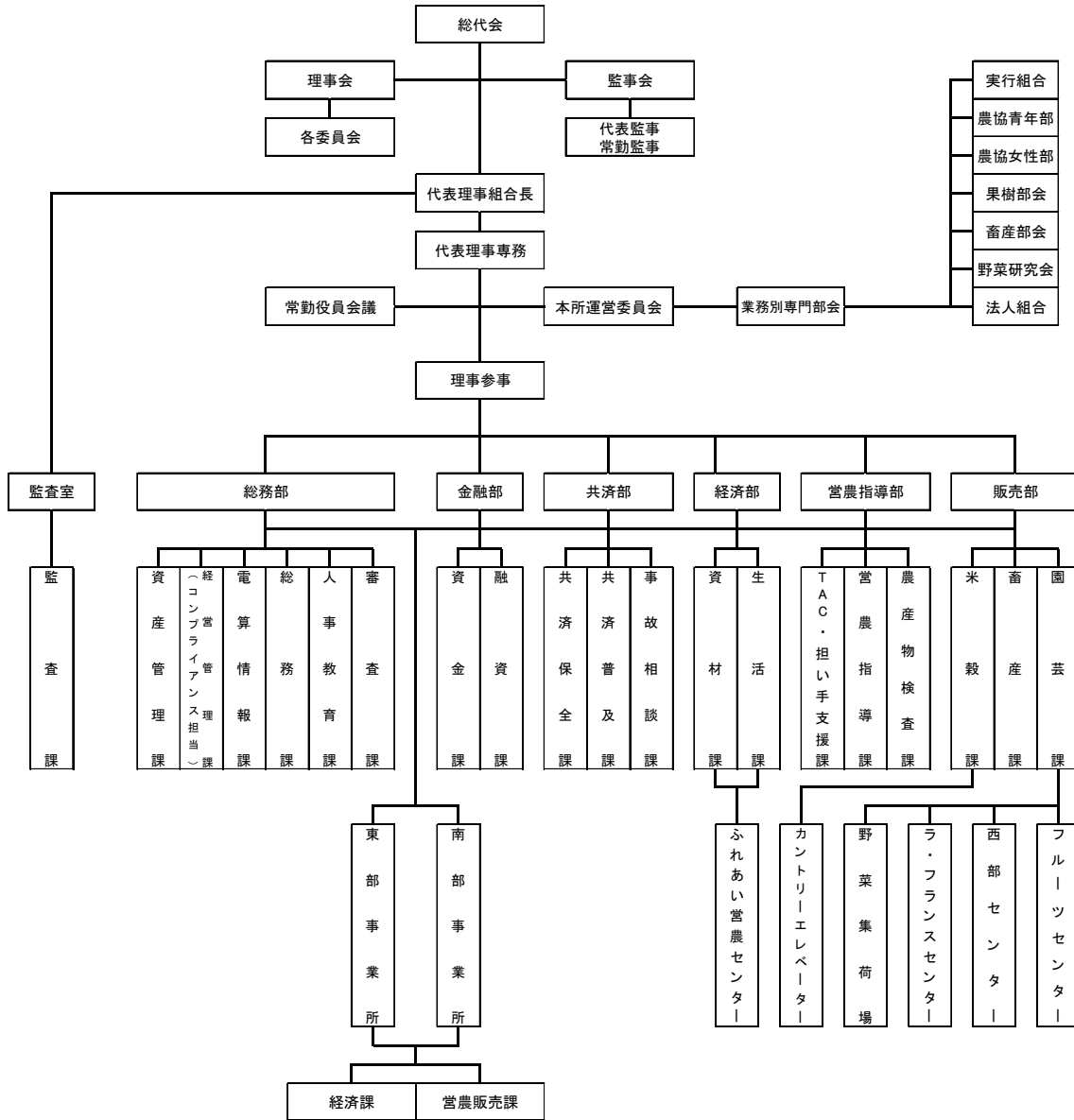
### 3. その他

当JAの対象役員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。

したがって、報酬告示のうち、「対象役員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

# 【JAの概要】

## 1. 機構図



※令和8年6月現在

## 2. 役員構成（役員一覧）

（令和8年6月現在）

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	大石 貞義	理事	佐藤 和浩
代表理事専務	土屋 慎一郎	〃	今田 正明
理事	海鋒 純	〃	滝口 征司
〃	土屋 昭雄	〃	山澤 恵美
〃	武田 美幸	理事参事	熊澤 文晴
〃	佐藤 正志	理事金融部長	石山 武彦
〃	遠藤 良彦	代表監事	原田 浩一
〃	高橋 啓一	常勤監事	相田 浩
〃	落合 啓三	監事	新関 義宏
〃	今野 栄一	員外監事	檜岡 祐史
〃	武田 弘幸		

※役員数計21名（うち、女性2名）

## 3. 組合員数

（単位：人、団体）

区分	令和6年度	令和7年度	増減
正組合員	3,548	3,455	△93
個人	3,540	3,445	△95
法人	8	10	2
准組合員	2,625	2,694	69
個人	2,457	2,526	69
法人	168	168	—
合計	6,173	6,149	△24

## 4. 組合員組織の状況

（単位：人）

組織名	構成員数
実行組合	2,669
農協青年部	39
農協女性部	202
果樹部会	1,139
畜産部会	9
野菜研究会	42
共乾施設利用組合	255

当JAの組合員組織を記載しています。

## 5. 特定信用事業代理業者の状況

当JAにおいては、該当ございません。

## 6. 地区一覧

天童市一円

## 7. 沿革・あゆみ

- ◇昭和38年8月1日 第1次合併  
(天童・成生・寺津・津山・田麦野) 天童市農協新設
- ◇昭和41年3月1日 第2次合併  
(天童市・山口・高掬・干布) 天童市農協新設
- ◇昭和47年3月31日 第3次合併  
蔵増農協と合併し、天童市農協新設
- ◇平成17年10月1日  
北久野本支店と乱川出張所が統合し、北部支店新設
- ◇平成19年4月1日  
津山支所と東出張所、山口支所と田麦野支所、高掬支所と長岡出張所、干布支所と荒谷出張所、蔵増支所と矢野目出張所が統合
- ◇令和4年3月28日  
支所支店再編・再構築により記入共済機能を本所1店舗へ、経済機能は本所、中央支所(天童・津山)、成生支所、山口支所(山口・北部)、南部支所(寺津・高掬)、蔵増支所、干布支所の6店舗へ集約
- ◇令和8年4月1日  
支所・支店再編・再構築により、市内6支所(店舗)を、2事業所(東部事業所・南部事業所)へ集約し現在に至る。

## 8. 店舗等のご案内

(令和8年6月現在)

店舗及び事務所名	住所	電話番号	ATM 設置状況
本所	天童市老野森二丁目1番1号	653-5111	2台
東部事業所	天童市大字山口5110番地	615-8371	1台
南部事業所	天童市大字塚野目338番地	674-6222	1台

※店舗外ATM5台設置